

# 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく 令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

資料 1 - 3

## 【目次】

### 基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保（4課題、16事業）

- 課題1 食品の安全性の確保：1～7（7事業）
- 課題2 住まいの安全性の確保：8～11（4事業）
- 課題3 生活用品の安全性の確保：12～14（3事業）
- 課題4 関係機関との連携：15～16（2事業）

### 基本的方向2 適正な取引環境の確保（3課題、10事業）

- 課題1 適正な表示の推進：17～19（3事業）
- 課題2 適正な計量の推進：20～21（2事業）
- 課題3 生活関連商品の調査、安定供給：22～26（5事業）

### 基本的方向3 相談による消費者被害の救済（3課題、13事業）

- 課題1 消費者被害の救済：27～34（8事業）
- 課題2 相談体制の強化：35～36（2事業）
- 課題3 関係機関との連携：37～39（3事業）

### 基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成（消費者教育推進計画） （4課題、98事業）

#### 課題1 消費者被害防止のための教育（17事業）

- （分類1）消費者被害防止に係る教育の促進：40～48（9事業）
- （分類2）消費者被害防止に係る啓発の促進：49～52（4事業）
- （分類3）消費者被害防止のための見守り体制の強化  
：53～56（4事業）

#### 課題2 自立した消費者になるための教育（62事業）

- （分類1）食に関する教育の促進：57～71（15事業）
- （分類2）情報とメディアに関する教育の促進：72～76（5事業）
- （分類3）環境教育の促進  
（持続可能な開発のための教育①）：77～94（18事業）
- （分類4）国際理解教育の促進  
（持続可能な開発のための教育②）：95～100（6事業）
- （分類5）消費生活の様々な分野における教育の促進  
：101～112（12事業）
- （分類6）消費者教育を促進するための取り組み  
：113～118（6事業）

#### 課題3 事業者及び事業所への教育（7事業）

- （分類1）事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進  
：119～122（4事業）
- （分類2）職域における消費者教育の促進：123～125（3事業）

#### 課題4 担い手の育成・支援（12事業）

- （分類1）関係機関との連携：126～128（3事業）
- （分類2）地域団体や事業者等の消費者教育活動支援  
：129～137（9事業）

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保  
課題1 食品の安全性の確保

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保  
課題1 食品の安全性の確保

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
1	消費生活センター	食中毒及びその疑いによる健康危機が生じた際は、食品衛生所管課等と迅速に連携を取り、健康被害の拡大防止等の対策を実施します。	健康被害に関する相談がなかったため、食品安全課へ情報提供は行わなかった。 ○食品に関する相談情報連絡票の送付件数 ・送付件数(0件)	消費生活相談の中で、食品による健康被害に関する相談を受けた場合は、相談者の同意のもと食品安全課へ専用シートを活用して情報提供を行う。	健康被害に関する相談があったため、食品安全課へ専用シートを活用して情報提供を行った。 ○食品に関する相談情報連絡票の送付件数 ・送付件数(1件)	a		消費生活相談の中で、食品による健康被害に関する相談を受けた場合は、相談者の同意のもと食品安全課へ専用シートを活用して情報提供を行う。
	生活衛生課		保健所から食中毒(疑)発生情報を受理した際は、被害拡大防止の観点から、関係自治体への調査依頼、情報提供、国への報告、記者発表等を行った。 ・新たに国が設置した広域連携協議会へ参加し、国及び他自治体と連携・協力した。他県等から食中毒(疑)発生情報を受理した際は、食品安全課と相互に情報を共有し、必要な調査を実施した。	・保健所から食中毒(疑)発生情報を受理した際は、被害拡大防止の観点から、関係自治体への調査依頼、情報提供、国への報告、記者発表等を行う。 ・国が設置した広域連携協議会へ参加し、国及び他自治体と連携・協力していく。 ・他県等から食中毒(疑)発生情報を受理した際は、食品安全課と相互に情報を共有し、必要な調査を実施する。	保健所から食中毒(疑)発生情報を受理した際は、被害拡大防止の観点から、関係自治体への調査依頼、情報提供、国への報告、記者発表等を行った。 ・新たに国が設置した広域連携協議会へ参加し、国及び他自治体と連携・協力した。他県等から食中毒(疑)発生情報を受理した際は、食品安全課と相互に情報を共有し、必要な調査を実施した。	a	・保健所から食中毒(疑)発生情報を受理した際は、被害拡大防止の観点から、関係自治体への調査依頼、情報提供、国への報告、記者発表等を行う。 ・国が設置した広域連携協議会へ参加し、国及び他自治体と連携・協力していく。 ・他県等から食中毒(疑)発生情報を受理した際は、食品安全課と相互に情報を共有し、必要な調査を実施する。	
	食品安全課		原因施設等に対し、営業停止、施設等の改善指導、及び衛生教育等、再発防止に必要な措置を実施した。 ・食中毒による処分件数(8件)	市民等からの届出に基づき迅速かつ的確に原因究明調査を実施し、必要な措置を講ずるとともに、関係機関へ情報を提供する。	原因施設等に対し、営業停止、施設等の改善指導、及び衛生教育等、再発防止に必要な措置を実施した。 ・食中毒による処分件数(6件)	a	市民等からの届出に基づき迅速かつ的確に原因究明調査を行い、必要な措置等講ずると共に、情報提供を行う必要がある。	市民等からの届出に基づき迅速かつ的確に原因究明調査を実施し、必要な措置を講ずるとともに、関係機関へ情報を提供する。
2	生活衛生課	食の安全性確保のため、食品衛生法に基づき、千葉市食品衛生監視指導計画を策定します。	令和2年度千葉市食品衛生監視指導計画を策定した。	令和3年度千葉市食品衛生監視指導計画を策定する。	令和3年度千葉市食品衛生監視指導計画を策定した。	a		令和4年度千葉市食品衛生監視指導計画を策定する。
3	食品安全課	食品衛生法に基づき食品営業施設等の監視指導を実施します。	重点的に実施する施設を定め監視指導した。 ○食品営業施設等の監視件数 ・監視件数(5,811件)	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に基づき、食品の流通拠点となる食品製造施設、大規模食品取扱施設、給食施設等(地方卸売市場内施設及び食鳥処理場を含まない)に対し、重点的に監視指導を実施する。	重点的に実施する施設を定め監視指導した。 ○食品営業施設等の監視件数 ・監視件数(1,297件)  新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、監視施設を削減して実施したため。	★	引き続き監視指導を実施する必要がある。	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に基づき、食品の流通拠点となる食品製造施設、大規模食品取扱施設、給食施設等(地方卸売市場内施設及び食鳥処理場を含まない)に対し、重点的に監視指導を実施する。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保  
課題1 食品の安全性の確保

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保  
課題1 食品の安全性の確保

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
4	食品安全課	地方卸売市場における食品営業施設等の監視指導、食品検査を実施します。	地方卸売市場内の施設を監視指導した。 ○地方卸売市場における食品営業施設等の監視件数 ・監視件数(12,902件) ・検査依頼検体数等(198検体7,226項目)	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に基づき、食品の流通拠点として、重点的に監視指導を実施する。	地方卸売市場内の施設を監視指導した。 ○地方卸売市場における食品営業施設等の監視件数 ・監視件数(3,832件) ・検査依頼検体数等(43検体3,898項目)  新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、監視施設を削減して実施したため。	★	引き続き監視指導を実施する必要がある。	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に基づき、食品の流通拠点として、重点的に監視指導を実施する。
5	食品安全課	食鳥検査、食鳥処理場の監視指導を実施します。	食鳥処理場の監視指導を行った。 ○食鳥処理場の監視指導実績 ・監視回数(14回) ・監視指導件数(43件) (2)小規模食鳥処理場 ・監視回数(3回) ・監視指導件数(6件) (3)大規模食鳥処理場 食鳥検査 ・検査羽数(7,325,324羽)	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に基づき、一羽ごとに食鳥検査を行うとともに、食品の流通拠点として、重点的に監視指導を実施する。	食鳥処理場の監視指導を行った。 ○食鳥処理場の監視指導実績 (1)大規模食鳥処理場 ・監視指導件数(13件) (2)小規模食鳥処理場 ・監視指導件数(2件) (3)大規模食鳥処理場 食鳥検査 ・検査羽数(7,391,628羽)  新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、監視回数を削減して実施したため。	★	引き続き監視指導を実施する必要がある。	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に基づき、一羽ごとに食鳥検査を行うとともに、食品の流通拠点として、重点的に監視指導を実施する。
6	健康科学課	食品衛生法に基づく食品検査を実施します。	平成31年度監視指導計画に基づき食品等・給食食材の検査を実施した。 ○食品検査実績 ・微生物学的検査(354検体 1,696項目) ・理化学的検査(498検体 17,512項目)  他に食中毒・食品苦情のものを対象に検査を実施した。 ○食中毒・食品苦情検査実績 ・微生物検査(655検体 11,520項目) ・理化学的検査(24検体 225項目)	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に基づき、食品の試験検査を実施する。	令和2年度監視指導計画に基づく保健所からの依頼により食品等・給食食材の検査を実施した。 ○食品検査実績 ・微生物学的検査(99検体 499項目) ・理化学的検査(115検体 7,398項目)  他に食中毒・食品苦情のものを対象に検査を実施した。 ○食中毒・食品苦情検査実績 ・微生物検査(828検体 10,499項目) ・理化学的検査(0検体 0項目)	a	検査機器が老朽化しており、検査精度を維持するために機器を更新する必要がある。	毎年度策定する「千葉市食品衛生監視指導計画」に基づく保健所からの依頼により試験検査を実施する。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保  
課題1 食品の安全性の確保

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保  
課題1 食品の安全性の確保

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
7	農政課	新鮮で安心な農産物の供給確保のため「千葉市産農産物生産者認証制度」を運用します。	<p>地産地消の取り組みを推進するため、以下に取り組んだ。</p> <p>区役所朝市(花見川、稲毛、美浜)・幼稚園ふれあい市 ・実施回数(26回) (台風、大雨等のため実施回数減)</p> <p>市内農産物のPRチラシを作成し、市内農産物を取り扱う市内量販店に配布し、HPにて紹介するなど、市内農産物のPR及び地産地消マークの周知を行った。</p> <p>「ちばGAP」等の認証制度に関しては、生産者の個別相談に応じ、県と連携して取得支援を行った。</p>	<p>朝市、ふれあい市等直売の機会を継続しつつ、量販店のインスタやオンラインショップ等、市内農産物の多様な販売チャンネルへの販路開拓支援を行う。</p>	<p>地産地消の取り組みを推進するため、以下に取り組んだ。</p> <p>区役所朝市(花見川、美浜)・幼稚園ふれあい市 ・コロナ禍により実施せず</p> <p>市内農産物のPRグッズを作成し、市内農産物を取り扱う市内量販店に配布し、市内農産物のPR及び地産地消マークの周知を行った。</p>	★	<p>・農業者の経営リスク分散や、消費者の購入機会の増大に向け、農産物の新たな流通や販売を進める必要がある。</p> <p>・区役所朝市の利用者増加策を検討する必要がある。</p>	<p>地産地消を推進するため、以下に取り組む。</p> <p>インターネット販売を含め、農産物の新たな流通・販売について検討・推進する。</p> <p>市内農産物のPRグッズ等を作成し、市内量販店に配布する他、市内産農産物や生産者、使用する飲食店などについてHPで紹介するなど、市内農産物のPR及び地産地消に関する情報発信を行う。</p> <p>「ちばGAP」等の認証制度に関しては、生産者の個別相談に応じ、県と連携して取得支援を行う。</p>

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保  
課題2 住まいの安全性の確保

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保  
課題2 住まいの安全性の確保

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
8	環境衛生課	シックハウス対策や衛生害虫の自主的な駆除など、住居衛生に関する相談業務を行います。	住居衛生に関する相談の受理 ・化学物質等(18件) ・害虫相談(235件)  住居衛生、衛生害虫に関する講習の実施(計3回)	住居衛生相談窓口で相談を受け付ける。 講習会の開催や、ホームページ等を活用し知識の普及を図る。	住居衛生に関する相談の受理 ・化学物質等 13件 ・害虫相談 237件  講習会については、新型コロナウイルス感染予防のため実施せず。	★	市民に住居衛生の知識を広く普及啓発するための情報発信について、適宜見直していく必要がある。また、発信する情報の質の向上のため、外部研修等を活用し、最新の知識を習得していく必要がある。	住居衛生相談窓口で相談を受け付ける。ホームページ、チラシなどを活用し、知識の普及を図る。
9	建築指導課	木造住宅及び分譲マンションの耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を助成します。	・木造住宅及び分譲マンションの耐震診断助成申請なし。 ・分譲マンション、工事・監理1棟の耐震改修助成を実施。 ・木造住宅35戸の耐震改修助成を実施。	昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建設された、戸建の木造住宅及び分譲マンションを対象に、耐震診断助成を実施する。  耐震診断の結果、耐震性能が劣っていると診断された、木造住宅(平成12年5月31日以前に建設され、構造耐震指標が0.6未満)について、耐震改修を行うものに対し、耐震改修助成を実施する。構造評点0.7未満と判定された木造住宅(昭和56年5月31日以前対象)について、二段階の工事により現行の耐震基準を満たすように耐震改修(二段階耐震改修)を行うものに対し、助成を実施する。  木造住宅(昭和56年5月31日以前対象)の1階部分に耐震シェルターを設置する場合に耐震費用の一部を助成する。	・木造住宅の耐震診断2件、分譲マンションの耐震診断助成申請なし。 ・分譲マンションの耐震改修助成申請なし。 ・木造住宅22戸の耐震改修助成を実施。  【評価の理由】 ・新型コロナウイルスの影響により、耐震改修説明会を全て中止したため。 ・新型コロナウイルスの影響により、申請者が耐震改修を見合わせ、申請が減少したため。	★	・事業に対する市民の関心度が低い為、新規チラシ配布やイベント参加等、一層の周知・啓発に取り組む必要がある。  ・事業費に対して、市民の費用負担が大きい為、補助額の見直し等の支援が必要である。	昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建設された、戸建の木造住宅及び分譲マンションを対象に、耐震診断助成を実施する。  耐震診断の結果、耐震性能が劣っていると診断された、木造住宅(平成12年5月31日以前に建設され、構造評点1.0未満)及び分譲マンション(構造耐震指標が0.6未満)について、耐震改修を行うものに対し、耐震改修助成を実施する。構造評点0.7未満と判定された木造住宅(昭和56年5月31日以前対象)について、二段階の工事により現行の耐震基準を満たすように耐震改修(二段階耐震改修)を行うものに対し、助成を実施する。  耐震診断の結果、耐震性能が劣っていると診断された、木造住宅(昭和56年5月31日以前に建設され、構造評点0.7未満)及び非木造住宅(構造耐震指標が0.3未満)について、除却工事を行うものに対し、助成を実施する。  木造住宅(昭和56年5月31日以前対象)の1階部分に耐震シェルターを設置する場合に耐震費用の一部を助成する。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保  
課題2 住まいの安全性の確保

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保  
課題2 住まいの安全性の確保

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
10	住宅政策課	すまいのコンシェルジュ(千葉市住宅関連情報提供コーナー)において、住まいに関する情報提供などの相談業務を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すまいに関する相談業務を行った。</li> <li>・相談実績(軽微な相談1,411件を除く)657件</li> <li>・市内にある空家等に関する「物件情報や売買(賃貸)条件」の情報提供を行った(7件)。</li> <li>・市内にある空家等に関する「物件の利用希望者の利用条件」の情報提供を行った(30件)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すまいに関する情報提供などの相談業務を行う。</li> <li>・市内にある空家等に関し「物件情報や売買(賃貸)条件」と「物件の利用希望者の利用条件」の情報を相互に提供する(「空家等情報提供制度」、目標件数(物件:30件、利用希望者:40件))。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すまいに関する相談業務を行った。</li> <li>・相談実績(軽微な相談1,383件を除く)1,144件</li> <li>・市内にある空家等の「物件の登録条件情報や売買(賃貸)条件」等の情報提供を行った(8物件)。</li> <li>・市内にある空家等の「物件の利用希望者の利用条件」等の情報提供を行った(16件)。</li> </ul>	b	すまいに関する相談業務の相談実績の拡充を図るとともに、空家等に関する情報提供者や相談者に対しては、より細やかな情報提供や状況の把握に努める必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住まいに関する情報提供などの相談業務を行う。</li> <li>・市内にある空家等の「物件情報や売買(賃貸)条件」と「物件の利用希望者の利用条件」の情報を提供する。(物件の情報提供:14物件、利用条件の情報提供:25件を目標とする。)</li> </ul>
11	建築情報相談課	住宅の確認申請において、建築基準法等に基づく厳格な審査を行うとともに、中間検査及び完了検査での検査率の向上を目指し、法的的確な運用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ及び市政だよりにおいて中間検査や完了検査の受検の呼びかけを行った。</li> <li>・建築主に返却する確認申請書の副本に「完了検査受検」のお願い文書の添付を行った。</li> <li>・中間検査や完了検査の時期を予測し、はがきで「中間検査、完了検査のお知らせ」を通知した。</li> <li>○完了検査率(94.9%)</li> <li>※令和元年度末目標値100%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページや市政だよりにおいて中間検査や完了検査の受検の呼びかけを行う。</li> <li>・建築主に返却する確認申請書の副本に「完了検査受検」のお願い文書を添付する。</li> <li>・中間検査や完了検査の時期を予測し、はがきで「中間検査、完了検査のお知らせ」を通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページや市政だよりにおいて中間検査や完了検査の受検の呼びかけを行った。</li> <li>・建築主に返却する確認申請書の副本に「完了検査受検」のお願い文書を添付を行った。</li> <li>・中間検査や完了検査の時期を予測し、はがきで「中間検査、完了検査のお知らせ」を通知した。</li> <li>○完了検査率(78.9%)</li> </ul>	c	中間検査、完了検査率が目標に対して低いため、検査率向上を図るための周知・啓発を引き続き取り組む必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページや市政だよりにおいて中間検査や完了検査の受検の呼びかけを行う。</li> <li>・建築主に返却する確認申請書の副本に「完了検査受検」のお願い文書を添付する。</li> <li>・中間検査や完了検査の時期を予測し、はがきで「中間検査、完了検査のお知らせ」を通知する。</li> </ul>

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保  
課題3 生活用品の安全性の確保

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保  
課題3 生活用品の安全性の確保

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
12	消費生活センター	消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に基づく立入検査の実施により、商品等の安全性に係る表示の確保を図ります。	消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に基づき立入検査を実施した。 ○消費生活用製品安全法に基づく立入検査件数(8件) ○電気用品安全法に基づく立入検査件数(6件)	消費生活用製品安全法第41条第1項及び電気用品安全法第46条第1項に基づく立入検査を実施する。	消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に基づき立入検査を実施した。 ○消費生活用製品安全法に基づく立入検査件数(6件) ○電気用品安全法に基づく立入検査件数(6件)	b		消費生活用製品安全法第41条第1項及び電気用品安全法第46条第1項に基づく立入検査を実施する。
13	環境衛生課	市内に流通する家庭用品について、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく監視指導を実施します。	・家庭用品の基準適合検査に係る年間計画を立て、試買を行い、計画どおり検査を依頼した。 (80検体128項目 違反製品:なし)	家庭用品の基準適合検査のため、市内に流通するおむつ、肌着、下着、寝具等の繊維製品及びスプレー、洗剤等の化学製品の試買を行い、環境保健研究所に検査を依頼する。	新型コロナウイルス感染症対応を優先したため、実施できなかった。	★	試買時に実施している販売業者への家庭用品の規制に関する知識の普及啓発は、今後も継続して実施していく必要がある。	家庭用品の基準適合検査のため、市内に流通するおむつ、肌着、下着、寝具等の繊維製品及びスプレー、洗剤等の化学製品の試買を行い、環境保健研究所に検査を依頼する。
14	健康科学課	家庭用品について、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に定める規格基準に適合しているか検査を実施します。	保健所から検査依頼を受け、繊維製品等(ホルムアルデヒド等)の試験検査を実施した。 ○家庭用品検査実績 (80検体128項目)	保健所からの行政依頼に基づいて試験検査を実施する。	保健所からの行政依頼がなく試験検査を実施しなかった。 ○家庭用品検査実績(一)	—	検査機器が老朽化しており、検査精度を維持するために機器を更新する必要がある。	保健所からの行政依頼に基づいて試験検査を実施する。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保  
課題4 関係機関との連携

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保  
課題4 関係機関との連携

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
15	消費生活センター	消費者庁、国民生活センター、千葉県ほか近隣都府県等との間で消費生活の安全・安心の確保に関する情報交換を行います。	千葉県悪質商法被害者支援研究会(県くらし安全推進課・県警)への参加により事業者指導に関する情報の収集や知識の習得を行うとともに、消費者庁や近隣都府県等との会議を活用し情報交換を行った。	国や近隣都府県等との会議を活用し、事業者指導に関する情報の収集、意見交換等を行う。	千葉県悪質商法被害者支援研究会(県くらし安全推進課・県警)への参加により事業者指導に関する情報の収集や知識の習得を行うとともに、消費者庁や近隣都府県等との会議を活用し情報交換を行った。	a		国や近隣都府県等との会議を活用し、事業者指導に関する情報の収集、意見交換等を行う。
16	消費生活センター	商品やクリーニングなどのサービスの安全・安心確保のため、関係機関等に対し必要な検査を依頼します。	関係機関へ検査を依頼した。 依頼先：(独) 国民生活センター商品テスト部 依頼件数：2件	消費生活相談において必要とされる案件については、速やかに関係機関へ調査を依頼する。	関係機関へ検査を依頼した。 依頼先：(独) 国民生活センター商品テスト部 依頼件数：2件	a		消費生活相談において必要とされる案件については、速やかに関係機関へ調査を依頼する。



### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向2 適正な取引環境の確保  
課題1 適正な表示の推進

基本的方向2 適正な取引環境の確保  
課題1 適正な表示の推進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
17	消費生活センター	家庭用品品質表示法に基づく立入検査の実施により、適正な品質表示の確保を図ります。	家庭用品品質表示法に基づき立入検査を実施した。 ○家庭用品品質表示法に基づく立入検査件数(6件)	家庭用品品質表示法第19条第2項に基づく立入検査を実施する。	家庭用品品質表示法に基づき立入検査を実施した。 ○家庭用品品質表示法に基づく立入検査件数(6件)	a		家庭用品品質表示法第19条第2項に基づく立入検査を実施する。
18	消費生活センター	消費者が商品の内容等を理解し、正しく選択できるよう、条例に関する基準の遵守状況に関する調査を実施します。	単位価格表示に関する調査を実施し、その結果をホームページで公表した。また、総価格表示について、調査時に啓発を行った。 ○調査店舗数(6件)	単位価格表示に関する調査等を実施し、結果をホームページなどにより公表する。また、総価格表示について、調査時に啓発を行う。	単位価格表示に関する調査を実施し、その結果をホームページで公表した。また、総価格表示について、調査時に啓発を行った。 ○条例に規定する基準の順守状況に関する調査店舗数(6件)	a		単位価格表示に関する調査等を実施し、結果をホームページなどにより公表する。また、総価格表示について、調査時に啓発を行う。
19	食品安全課	食品衛生法及びその他関係法令に基づき、食品の名称、製造所所在地、製造者氏名、消費又は賞味期限、添加物等の表示の監視・指導を実施します。	立入検査時及び収去検体については重点的に監視し、不適切な表示等については改善等の指導等の必要な措置を講じた。 ・適性改善指導(73件) ・廃棄指導(0件)	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に基づき、重点的に監視指導する項目として実施する。	立入検査時及び収去検体については重点的に監視し、不適切な表示等については改善等の指導等の必要な措置を講じた。 ・適性改善指導(13件) ・廃棄指導(0件)  新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、監視施設を削減して実施したため。	★	引き続き監視指導を実施する必要がある。	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に基づき、重点的に監視指導する項目として実施する。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向2 適正な取引環境の確保  
課題2 適正な計量の推進

基本的方向2 適正な取引環境の確保  
課題2 適正な計量の推進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
20	消費生活センター	計量法に基づき、事業所で使用するはかりの定期検査を行います。	計量法に基づき、花見川区、稲毛区、美浜区の特定計量器の定期検査を実施した。 ○はかりの定期検査個数(2,087個)	計量法に基づき、中央区、若葉区、緑区の特定計量器の定期検査を実施する。	計量法に基づき、中央区、若葉区、緑区の特定計量器の定期検査を実施した。 ○はかりの定期検査個数(2,969個)	a		計量法に基づき、花見川区、稲毛区、美浜区の特定計量器の定期検査を実施する。
21	消費生活センター	計量法に基づき、計量販売している商店・スーパー等へ立ち入り、商品の量目についての検査を行い、合わせて制度の意義の説明及び技術的な助言を行います。	中元・年末期に市内スーパー等へ立ち入り、商品の内容が適正に計量されているか検査を実施した。あわせて、制度の意義の説明及び技術的な助言を行った。 ○商品量目立入検査件数(47件)	中元・年末期に市内スーパー等に立ち入り、商品の内容量が適正に計量されているか検査を実施するとともに、制度の意義の説明及び技術的な助言を行う。	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、検査を実施しなかった。 ○商品量目立入検査件数(0件)	★		中元・年末期に市内スーパー等に立ち入り、商品の内容量が適正に計量されているか検査を実施するとともに、制度の意義の説明及び技術的な助言を行う。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向2 適正な取引環境の確保  
課題3 生活関連商品の調査、安定供給

基本的方向2 適正な取引環境の確保  
課題3 生活関連商品の調査、安定供給

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
22	危機管理課	災害時において生活関連商品の円滑な流通を図るため必要があると判断したときは、事業者に対し円滑な供給その他必要な措置を講ずるよう依頼します。	今年度は、生活物資等に関連する協定締結は生じなかった。	必要に応じて、協定に係る業務を所管する課が協定を締結する。	今年度は、生活物資等に関連する協定締結は生じなかった。	—	物資供給に関する協定は比較的充実しているため、今後は本市にとって有効な協定なのか判断したうえで締結する必要がある。	必要に応じて、協定に係る業務を所管する課が協定を締結する。
	消費生活センター		台風や大雨の災害が発生したが、生活関連商品の円滑な流通が阻害される状況は見られなかった。	災害が発生し生活関連商品の円滑な流通が阻害される状況が見られた場合は、実態調査を行い、事業者等に対し適切な対応を求める。	生活関連商品の円滑な流通が阻害される状況は見られなかった。	—	災害が発生し生活関連商品の円滑な流通が阻害される状況が見られた場合は、実態調査を行い、事業者等に対し適切な対応を求める。	
23	消費生活センター	生活関連商品等の価格等について必要に応じて調査を行い、市民に対し情報提供します。	年末の生活関連商品の価格動向等について調査し、ホームページ及び記者発表により調査結果の情報提供を行った。 ・情報提供回数(1回)	年末年始の生活関連商品の価格動向等について調査し、ホームページ及び記者発表により調査結果の情報提供を行う。	年末の生活関連商品の価格動向等について調査し、ホームページ及び記者発表により調査結果の情報提供を行った。 ・情報提供回数(1回)	a		年末年始の生活関連商品の価格動向等について調査し、ホームページ及び記者発表により調査結果の情報提供を行う。
24	消費生活センター	事業者に対し条例に規定する不適正な取引行為を行わないよう指導の強化を図ります。	意見交換を目的に来所した事業者に対し、消費生活条例上の不適正な取引行為について説明し、指導した。 ・事業者数(36事業者)	随時千葉県等と連携し、消費生活条例上の不適正な取引行為を行っている疑いがある事業者に対し、調査・指導を適切に実施する。	意見交換を目的に来所した事業者に対し、消費生活条例上の不適正な取引行為について説明し、指導した。 なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、来所事業者数は大きく減少した。 ・事業者数(13事業者)	★		随時千葉県等と連携し、消費生活条例上の不適正な取引行為を行っている疑いがある事業者に対し、調査・指導を適切に実施する。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向2 適正な取引環境の確保  
課題3 生活関連商品の調査、安定供給

基本的方向2 適正な取引環境の確保  
課題3 生活関連商品の調査、安定供給

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
25	産業支援課	市民が身近に利用できるように商店街等活性化事業に対する支援を行い、地域商業の振興を図ります。	・商学連携により新商品を開発し、イベントや店舗において開発商品の販売を実施(1件)	・商学連携型商品開発事業(1件)	令和2年4月頃に申請を希望する事業者がいたが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴い、大学等が閉鎖されていたため未実施。その後の大学の運営方法についても、不透明な状況であったため、事業者とのマッチングが困難であると判断した。	★		令和2年度事業見直しにより、事業廃止。
26	地方卸売市場	地方卸売市場の適正な運営により、生活関連商品の安定的な供給の確保を図ります。	事業報告書等により経営状況を確認したが、取扱高等に大きな改善は見られなかった。ヒアリング調査は未実施。	卸売業者に対し適切な取引が行われているか業務と財務について検査を実施(1社/年)。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、検査の実施を見合わせていたため未実施。	★		卸売業者に対し適切な取引が行われているか業務と財務について検査を実施(1社/年)。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向3 相談による消費者被害の救済  
課題1 消費者被害の救済

基本的方向3 相談による消費者被害の救済  
課題1 消費者被害の救済

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
27	消費生活センター	消費生活センターに寄せられた苦情相談の内容を分析し、消費者被害の未然防止・拡大防止などに関する施策へ反映させます。	消費生活センターに寄せられた消費生活相談の内容を分析し、被害発生状況を踏まえ喚起すべき事例について、市民に対し情報紙やホームページ等で情報提供を行った。  情報紙 ・暮らしの情報いずみ(6回発行) ・消費者被害注意報(6回発行) ・ホームページでの情報提供(危険・危害・注意情報12件) ・ちばし安全・安心メール(5件) ・ちば市政だより災害臨時号(1回) ・被災者向け啓発チラシ(1回) ・広報広聴課ツイッター(1件)	消費生活相談の傾向や消費者被害発生状況を踏まえ、その未然防止・拡大防止を図るため、市民に向け注意喚起すべき事例等について積極的に情報提供を行う。	消費生活センターに寄せられた消費生活相談の内容を基に、被害の発生状況等を踏まえ注意喚起すべき事例について精査、市民に対し、情報紙やホームページ等で情報提供を行った。  情報紙 ・暮らしの情報いずみ(6回発行) ・消費者被害注意報(7回発行) ・ホームページでの情報提供(危険・危害・注意情報12件)	a		消費生活相談の傾向や消費者被害発生状況を踏まえ、その未然防止・拡大防止を図るため、市民に向け注意喚起すべき事例等について積極的に情報提供を行う。
28	消費生活センター	弁護士会等との連携による多重債務問題等に関する特別相談を実施します。	関係各課と連携し、一層の周知を図りながら、多重債務者特別相談を月2回実施した。  ○多重債務者特別相談の件数(実施日数24日、相談件数35件)	関係各課へより一層の周知を図り、連携しながら多重債務者特別相談を月2回実施する。	関係各課と連携し、一層の周知を図りながら、多重債務者特別相談を月2回実施した。 なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により4月・5月は特別相談を実施しなかった。  ○多重債務者特別相談の件数(実施日数18日、相談件数24件)	★		関係各課へより一層の周知を図り、連携しながら多重債務者特別相談を月2回実施する。
29	消費生活センター	区役所等における出張相談を実施します。	市民ニーズの高まりが見られないことから出張相談は実施せず、消費生活センターでの相談に人員を集中することで、電話・窓口相談対応の質の向上・人員体制の強化を図った。	相談件数が年々増加しているため、市民ニーズの高まりが見られない出張相談の人員を消費生活センターに集中し、電話・窓口相談対応の質の向上・人員体制の強化を図る。	平成29年度で事業廃止	—		平成29年度で事業廃止
30	消費生活センター	インターネットによる消費生活相談を実施します。	インターネットによる消費生活相談を実施した。また、ホームページや市政だより等により消費生活相談窓口等についての広報を行った。  ○インターネット相談の件数(24件)	インターネットによる消費生活相談を実施するとともに、ホームページや市政だより等により消費生活相談窓口等についての広報を実施する。	インターネットによる消費生活相談を実施した。また、ホームページや市政だより等により消費生活相談窓口等についての広報を行った。  ○インターネット相談の件数(13件)	C	インターネットによる消費生活相談を実施していることについて、より効果的な周知方法を検討する必要がある。	インターネットによる消費生活相談を実施するとともに、ホームページや市政だより等により消費生活相談窓口等についての広報を実施する。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向3 相談による消費者被害の救済  
課題1 消費者被害の救済

基本的方向3 相談による消費者被害の救済  
課題1 消費者被害の救済

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
31	消費生活センター	消費生活センターへの来所が困難な相談者に対応するため、FAXや相談員の訪問による相談について実施を検討します。	FAXによる消費生活相談の実施に向けて、要綱(案)について関係課へ意見聴取し、要綱を制定した。	FAXによる消費生活相談を実施する。	FAXによる消費生活相談を実施したが、相談の申込はなかった。	—		FAXによる消費生活相談を実施するとともに、FAXによる消費生活相談を実施していることをホームページや市政だより等で周知する。
32	消費生活センター	消費生活相談の利便性向上のため、相談日及び時間の拡充を図ります。	全相談件数に占める架空請求に関する相談の割合が急増しているため、架空請求に関する相談を電話・来所することなく解決できるよう、市のホームページ「よくある質問FAQ」に掲載した。また、消費生活センターのホームページをリニューアルし、架空請求やよくある相談事例を掲載するとともに、対処方法についてわかりやすく掲載した。さらに、巡回講座や啓発活動時に架空請求について周知し、知人への情報伝達を依頼した。多種多様な相談内容に適切・迅速に対応できるよう、相談員の質の向上を目標に各種研修会等へ相談員を派遣した。	現人員体制で相談日及び時間の拡充を図ることは困難であることから、相談処理時間の短縮を図りより多くの相談受付ができるよう、また、多種多様な相談内容に適切・迅速に対応できるよう、相談員の質の向上を目標に各種研修会等へ相談員を派遣する。	現人員体制で相談日及び時間の拡充を図ることは困難であることから、相談処理時間の短縮を図りより多くの相談受付ができるよう、また、多種多様な相談内容に適切・迅速に対応できるよう、相談員の質の向上を目標に各種研修会等へ相談員を派遣した。	a	消費者行政強化交付金の活用期間終了を踏まえ、相談体制について検討する必要がある。	現人員体制で相談日及び時間の拡充を図ることは困難であることから、相談処理時間の短縮を図りより多くの相談受付ができるよう、また、多種多様な相談内容に適切・迅速に対応できるよう、相談員の質の向上を目標に各種研修会等へ相談員を派遣する。
33	消費生活センター	研修や情報の共有等を通じて消費生活相談員の資質の向上を図り、適切な相談対応を行います。	○国民生活センター等への研修参加回数(29回) ○所内研修会の実施回数(3回(5、9、3月)) ・事例研究会(12回)	相談員の研修会や事例研究会等を引き続き実施し、相談員の資質向上を図るとともに、県弁護士会との協定や消費者庁・国民生活センターの会議等から得られた情報等を共有するための事例研究会を定期的に開催し、組織全体で情報の共有化を進める。	新型コロナウイルス感染拡大の影響で、外部研修への参加回数が減少した。 ○国民生活センター等への研修参加回数(18回) ○所内研修会の実施回数(2回) ・事例研究会(19回)	★		相談員の研修会や事例研究会等を引き続き実施し、相談員の資質向上を図るとともに、県弁護士会との協定や消費者庁・国民生活センターの会議等から得られた情報等を共有するための事例研究会を定期的に開催し、組織全体で情報の共有化を進める。
34	消費生活センター	若年者に対する特別相談を実施します。	○若年者に対する特別相談の実施回数(2回)	若者向け悪質商法被害防止キャンペーンに合わせて、若年者に対する特別相談を実施する。	○若年者に対する特別相談の実施回数(2回)	a		若者向け悪質商法被害防止キャンペーンに合わせて、若年者に対する特別相談を実施する。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向3 相談による消費者被害の救済  
課題2 相談体制の強化

基本的方向3 相談による消費者被害の救済  
課題2 相談体制の強化

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
35	消費生活センター	外国人や聴覚障害者等の消費生活相談において三者間通話等の活用を図ります。	相談者からの申し出がなく、実施に至らなかった。	相談者からの申し出に基づき、適宜外国語通訳者や手話通訳者の派遣依頼を行う。	相談者からの申し出がなく、実施に至らなかった。	—	通訳者の派遣依頼は時間を要するため、急を要する相談時における対応を検討する必要がある。	相談者からの申し出に基づき、適宜外国語通訳者や手話通訳者の派遣依頼を行う。
36	消費生活センター	消費生活相談窓口を周知し、相談者が自発的に消費生活相談を利用できる環境を整備します。	講座・啓発の実施や区役所等でのポスター掲示・市ホームページ等を通じて消費生活相談窓口の周知を行った。 また、多種多様化・複雑化する相談に適切に対応できるよう、相談員定例会で外部講師による研修会を実施した。 ・消費生活相談受付件数(8,331件)  高齢者実態調査にて、75歳以上の高齢者世帯を対象に、消費生活センターが作成した啓発品(印鑑マット)を配布し、消費生活相談窓口の周知を図った。	講座・啓発の実施や区役所等でのポスター掲示・市ホームページ等を通じて消費生活相談窓口の周知を行う。	・講座・啓発の実施や市ホームページ等を通じて消費生活相談窓口の周知を行った。 また、多種多様化・複雑化する相談に適切に対応できるよう、相談員定例会で外部講師による研修会を実施した。 ・消費生活相談受付件数(7,835件)  ・高齢者実態調査での啓発は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため調査自体が中止となったため実施できなかった。	★		講座・啓発の実施や区役所等でのポスター掲示・市ホームページ等を通じて消費生活相談窓口の周知を行う。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向3 相談による消費者被害の救済  
課題3 関係機関との連携

基本的方向3 相談による消費者被害の救済  
課題3 関係機関との連携

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
37	男女共同参画課	男女共同参画センターにおいて、電話や面接により、各種相談を行い、相談内容により、消費生活センターほか各種機関と連携します。	相談者数(延べ1,946人) ※消費生活相談のみでの集計をしていないため、すべての相談者(内容)の人数を記載。	相談員や精神科医および弁護士による各種相談を行い、相談内容により、消費生活センターほか各種機関と連携する。	相談者数(延べ1,842人) ※消費生活相談のみでの集計をしていないため、すべての相談者(内容)の人数を記載。	b		相談員や精神科医および弁護士による各種相談を行い、相談内容により、消費生活センターほか各種機関と連携する。
38	消費生活センター	庁内関係課と連携し、消費生活相談窓口の利用促進を図ります。	庁内関係課へ消費生活センターにおける消費生活相談に関するチラシを掲示するなど、連携して周知を行った。 ・「高齢者被害特別相談」における相談件数(41件)	庁内関係課へ消費生活センターにおける消費生活相談に関するチラシを掲示するなど、連携して周知を行う。	庁内関係課へ消費生活センターにおける消費生活相談に関するチラシを掲示するなど、連携して周知を行った。	a		庁内関係課へ消費生活センターにおける消費生活相談に関するチラシを掲示するほか、広報広聴課と連携して周知を行う。
39	消費生活センター	千葉市多重債務者支援庁内連絡会議における多重債務者支援策を推進します。	千葉市多重債務者支援庁内連絡会議を開催し、庁内関係部局が共通の認識を持つとともに、連携体制等についての情報を共有した。庁内における多重債務問題の認識度が高まっていることから、外部講師による研修会は実施しなかった。	千葉市多重債務者支援庁内連絡会議のあり方を検討する。	千葉市多重債務者支援庁内連絡会議設立から12年経過し、当初の目的である「庁内関係部局が共通の認識を持ち連携して取り組む」ことは達成できていることから、今後は会議開催の必要があるときに会議を開催することとした。	a		千葉市多重債務者支援庁内連絡会議の開催が必要となった場合は会議を開催する。また、多重債務者特別相談の実施等、多重債務者への支援策について、関係部局へ周知する。



### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題1 消費者被害防止のための教育

(分類1)消費者被害防止に係る教育の促進

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題1 消費者被害防止のための教育

(分類1)消費者被害防止に係る教育の促進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
40	消費生活センター	<p>若者に対する消費者教育の推進のため、教育現場への消費生活相談員の派遣、職場体験学習の実施等やその他啓発を行います。</p> <p>主な関係先:学校、高校、大学 対象年齢期:小学校期、中学校期、高校生期、成人期(特に若者)</p>	<p>学校現場の依頼に基づき、消費生活相談員の派遣及び職場体験学習を実施したほか、消費者教育コーディネーター(教員OB)を活用し、教育現場の支援を実施した。また、教育指導課と連携し「消費者教育研究推進校事業」を試行し、中学校1校、高等学校1校の授業支援を行った。</p> <p>○教育現場における講座の実施回数・受講者数 ・消費生活相談員の派遣(大学2校、講座実施回数2回45人、高等学校3校、授業実施回数延べ11回631人、ライトポート2か所、講座実施回数2回19人) ・消費者教育コーディネーターの派遣(高等学校2校、授業実施回数延べ10回322人、ライトポート6か所、講座実施回数延べ10回127人)</p> <p>・職場体験学習の受け入れ(中学校1校4人) ・職場訪問学習の受け入れ(高等学校1校4人) そのほか、教員向け研修の実施、指導案の配布を行った。</p>	<p>学校等と連携し、消費生活相談員・消費者教育コーディネーターの派遣や情報提供等を行い、教育現場の支援を実施する。</p> <p>また、令和2年度より要領に基づいた「消費者教育研究推進校事業」を開始する。令和2年度は、小学校1校、高等学校1校の支援を行う。</p>	<p>学校現場の依頼に基づき、消費生活相談員及び消費者教育コーディネーター(教員OB)の派遣を実施した。また、教育改革推進課と連携し、「消費者教育研究推進校事業」を実施し、小学校1校、高等学校1校の支援を行った。</p> <p>○教育現場における講座の実施回数・受講者数(計18回181人) ・消費生活相談員の派遣(大学2校、講座実施回数2回45人、ライトポート6か所、講座実施回数延べ11回87人) ・消費者教育コーディネーターの派遣(ライトポート6か所・講座実施回数延べ4回37人) ・消費生活センター職員の派遣(大学1校、実施回数1回12人)</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大により、職場体験学習の中止や予定していた授業が中止されるなどの影響があった。</p>	★		<p>学校等と連携し、消費生活相談員・消費者教育コーディネーターの派遣や情報提供等を行い、教育現場の支援を実施する。</p> <p>また、消費者教育研究推進校として、中学校1校、高等学校1校の支援を行う。</p>

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題1 消費者被害防止のための教育  
 (分類1)消費者被害防止に係る教育の促進

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題1 消費者被害防止のための教育  
 (分類1)消費者被害防止に係る教育の促進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
41	消費生活センター	消費者被害の防止のため、庁内関係課やちばし消費者応援団等と連携し、市等が主催するイベントに参加して、最新の悪質商法と対処法等の啓発を行います。 主な関係先: 庁内関係課、ちばし消費者応援団 対象年齢期: 全世代	庁内関係課やちばし消費者応援団等外部の機関と協力し、啓発を実施した。(15回) ・消費者月間特別展示(5月) ・バラスポーツ応援イベント「Go! Together! ~みんな一緒に共生する未来~」へのブース出展(5月) ・青少年の日フェスタにおける啓発(9月) ・エコマッセ2019inちばへのブース出展(10月) ・千葉市民活動フェスタにおける啓発(11月) ・そごう千葉店及び区役所における消費者教育ポスターの展示(11月~1月、5回) ・成人式における資料配布(1月) ・庁内関係課主催の講座等での啓発: 新規採用職員研修(2回)、介護保険事業者説明会(2回) ・障害福祉サービス事業者への資料配布(3月: 説明会(2回)は新型コロナウイルスのため中止)	効率的な啓発について検討を行うこと に合わせ、庁内関係課やちばし消費者応援団等と連携し、最新の悪質商法と対処法等についての啓発を行う。	庁内関係課やちばし消費者応援団団体会員等外部の機関と協力し、啓発を実施した。 【実施できたもの】 ・新規採用職員研修(8月・2回) ・千葉市民活動フェスタにおける啓発(11月) ・そごう千葉店及び区役所2カ所(緑区・稲毛区)における消費者教育ポスターの展示(11月~1月、4回) 【資料配布のみ実施】 ・介護保険事業者説明会 ・障害福祉サービス事業者説明会 【新型コロナウイルス感染症拡大防止の為に中止となったもの】 ・消費者月間特別展示(5月) ・青少年の日フェスタにおける啓発 ・成人式における資料配布	★		庁内関係課やちばし消費者応援団等と連携し、最新の悪質商法と対処法等についての啓発を行う。
42	消費生活センター	地域での消費者被害防止のための活動を推進するため、警察や区役所等と連携して、消費者被害の防止のための講演会等を開催します。 主な関係先: 警察、区役所 対象年齢期: 高校生期、成人期	警察、公民館及び庁内障害福祉関連部署と連携し、3区において「悪質商法等被害防止講演会」を実施した。(台風・大雨災害の影響により、参加人数が伸び悩んだ) ○講演会の実施回数・受講者数 ・稲浜公民館(美浜区) 参加人数(13人) ・誉田公民館(緑区) 参加人数(13人) ・千城台公民館(若葉区) 参加人数(24人)	市制100周年記念事業として、公民館3カ所で悪質商法被害防止をテーマにした講座を実施する。	警察、公民館及び庁内障害福祉関連部署と連携し、3区において「悪質商法等被害防止講演会」を実施した。 ○講演会の実施回数・受講者数 ・幕張公民館(花見川区) 参加人数(12人) ・おゆみ野公民館(緑区) 参加人数(35人) ・みつわ台公民館(若葉区) 参加人数(26人)	a		消費生活センター及び公民館2カ所で悪質商法被害防止をテーマにした講座を実施する。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題1 消費者被害防止のための教育

(分類1)消費者被害防止に係る教育の促進

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題1 消費者被害防止のための教育

(分類1)消費者被害防止に係る教育の促進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
43	消費生活センター	悪質商法に関する情報提供の機会を増やすため、消費生活講座やセンター主催の講演会に、悪質商法とその対処法に関する講座を加えます。 主な関係先：一 対象年齢期：高校生期、成人期	悪質商法とその対処法に関する講座を加えた消費生活講座等を実施した。  ・例年多くの人数が参加する事業者向けの講座について、新型コロナの感染拡大の影響で実施できなかったことから、参加人数が大幅に減少した。  ○悪質商法とその対処法に関する講座の実施回数・受講者数(計16回2,138人) 【内訳】 ・消費生活講座(5回59人) ・悪質商法等被害防止講演会(3回50人) ・消費者サポーター養成講座(1回22人) ・大学・高校・特別支援学校(3回349人) ・庁内関係課主催の講座等での啓発(新規採用職員研修、2回215人)(介護保険事業者説明会、2回1,443人) 障害福祉サービス事業者説明会は新型コロナのため中止：資料配布のみ	センター主催講座の他、庁内関係課が実施する講座、研修、説明会等様々な機会を活用し、悪質商法とその対処法に関する講座を実施する。	悪質商法とその対処法に関する講座を加えた消費生活講座等を実施した。  ・例年多くの人数が参加する事業者向けの講座について、令和元年度に引き続き、新型コロナの感染拡大の影響で実施できなかったことから、参加人数が大幅に減少した。  ○悪質商法とその対処法に関する講座の実施回数・受講者数(計13回445人) 【内訳】 ・消費生活講座(千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業：大学生向け4回48人) ・悪質商法等被害防止講演会(3回73人) ・消費者サポーター養成講座(1回16人) ・庁内関係課主催の講座等での啓発(新規採用職員研修、2回241人)(こども若者市役所ワークショップ、3回67人) 【資料配布のみ実施】 ・介護保険事業者説明会 ・障害福祉サービス事業者説明会	★		センター主催講座の他、庁内関係課が実施する講座、研修、説明会等様々な機会を活用し、悪質商法とその対処法に関する講座を実施する。
44	消費生活センター	消費者被害の防止や消費生活に関するものなど、市民の要望に応じたくらしの巡回講座を開催します。 主な関係先：地域団体 対象年齢期：小学生期～成人期	・年度途中で事業者と連携し、消費生活に関する講座のメニューを追加した。  ・例年多くの人数が参加する事業者向けの講座について、新型コロナの感染拡大の影響で実施できなかったことから、参加人数が大幅に減少した。  ○くらしの巡回講座の実施回数・受講者数(78回1,832人)	消費者被害の防止に関する講座について、より幅広い分野に対応するためにメニューを追加して実施する。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、予定していた講座が中止になる等、講座参加者申込件数も例年と比較して大幅に減少してしまつた。  ○くらしの巡回講座の実施回数・受講者数(40回572人)	★		市民の要望に応じた内容でくらしの巡回講座を実施する。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題1 消費者被害防止のための教育  
 (分類1)消費者被害防止に係る教育の促進

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題1 消費者被害防止のための教育  
 (分類1)消費者被害防止に係る教育の促進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
45	消費生活センター	成年後見制度の利用を円滑に行えるよう、周知・啓発を行います。 主な関係先:千葉市成年後見支援センター	消費生活相談の他、市成年後見支援センターが主催する市民後見人養成研修や見守り活動者向けに実施するくらしの巡回講座等において、制度の紹介を行った。	引き続き消費生活相談、くらしの巡回講座及び主催講座や、市成年後見支援センター等との連携により、情報提供を行う。	消費生活相談の他、市政だより5月号(暮らしの情報いずみ特集号)や、消費者サポーター養成講座において、制度の紹介を行った。	a		消費生活相談、各種講座や、市成年後見支援センター等との連携により、情報提供を行う。
	地域包括ケア推進課	対象年齢期:高校生期~成人期	・講演会実施回数 9回 ・講師派遣回数 36回 ・受講者数 1,166人	・講演会 10回 ・講師派遣回数 24回	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講座の開催、講師の派遣が減少した。 ・講演会回数 6回(内2回オンライン) ・講師派遣回数 8回 ・受講者数 429名	★	成年後見制度の周知を図る為、市民に加え、医療・福祉関係者、金融機関などへの周知・啓発を行う必要がある。	・講演会 8回 ・講師派遣回数 24回
46	地域包括ケア推進課	地域や職域における認知症の方の見守り体制の構築のため、認知症サポーター養成講座を開催します。 主な関係先:学校、町内自治会、事業者 対象年齢期:小学生期~成人期	○認知症サポーター養成講座の実施回数・受講者数 実施回数 166回 受講者数 8,328人	地域や職域及び、小中学生の認知症サポーター養成講座を実施する。(認知症サポーター養成講座受講者数 11,000人)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講座の申込が減少した。 ○認知症サポーター養成講座の実施回数・受講者数 実施回数 66回 受講者数 2,772人	★	認知症への社会の理解を促進するため、継続して認知症サポーターを養成する必要がある。	講座の開催方法を工夫したり、オンライン化を取り入れたりすることで、講座を開催する。(認知症サポーター養成講座受講者数 8,000人)
47	高齢福祉課	消費生活センター等と連携し、いきいきプラザ・いきいきセンターにおいて、高齢者を対象とした消費者被害の防止に関する講座を開催します。 主な関係先:消費生活センター、いきいきプラザ、いきいきセンター 対象年齢期:成人期(特に高齢者)	○高齢者を対象とした消費者被害の防止に関する講座の実施回数・受講者数 ・いきいきプラザ(23回328人) ・いきいきセンター(27回328人)	消費生活センター等と連携し、いきいきプラザ・いきいきセンターにおいて、高齢者を対象とした消費者被害の防止に関する講座を開催する。	新型コロナによる休館および定員減少により、計画通りに事業が実施できなかった。 ○高齢者を対象とした消費者被害の防止に関する講座の実施回数・受講者数 ・いきいきプラザ(17回161人) ・いきいきセンター(20回326人)	★		いきいきプラザ・センターにおいて、高齢者を対象とした消費者被害の防止に関する講座を開催する。
48	生涯学習振興課	消費生活センターと連携し、公民館等において、消費者被害の防止に関する講座を開催します。 主な関係先:消費生活センター、公民館 対象年齢期:成人期	○公民館等における消費者被害の防止に関する講座の実施回数・受講者数 (3回・50人) ・9/20 稲浜公民館(美浜区)13人 ・9/26 誉田公民館(緑区)13人 ・9/30 千城台公民館(若葉区)24人	各公民館において、消費者被害の防止に関する講座を引き続き開催する。	○公民館等における消費者被害の防止に関する講座の実施回数・受講者数 (3回・73人) ・10/7 幕張公民館(花見川区)12人 ・10/14 おゆみ野公民館(緑区)35人 ・10/16 みつわ台公民館(若葉区)26人	a	より多くの館で消費者被害の防止に関する講座が実施できるよう努める必要がある。	各公民館において、消費者被害の防止に関する講座を引き続き開催する。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題1 消費者被害防止のための教育

(分類2)消費者被害防止に係る啓発の促進

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題1 消費者被害防止のための教育

(分類2)消費者被害防止に係る啓発の促進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
49	地域安全課	警察から情報提供を受けた、最近の犯罪発生状況や防犯対策情報を千葉市地域防犯ニュースとしてホームページに掲載し、情報提供を行います。 主な関係先:警察 対象年齢期:高校生期、成人期	更新回数(52回)	ホームページに掲載するちばし地域防犯ニュースを週1回更新する。	更新回数(52回)	a	制度の周知啓発をする必要がある。	ホームページに掲載するちばし地域防犯ニュースを週1回更新する。
50	地域安全課	消費者や関係者に対し、緊急性のある情報の注意喚起を迅速に行うため、ちばし安全・安心メールやホームページを活用した架空請求などに関する情報提供を行います。 主な関係先:警察 対象年齢期:高校生期、成人期	○メール送付人数及び件数 ・登録者数 49,896人(R2.3末) ・配信件数 729件(うち令和元年度実施予定に係るもの:緊急防犯情報191件、ワンポイント防犯情報53件)	・電話de詐欺等に関する情報をワンポイント防犯情報として登録者に対して随時配信する。	○メール送付人数及び件数 ・登録者数 54,091人(R3.3末) ・配信件数 663件(うち令和2年度実施予定に係るもの:緊急防犯情報271件、ワンポイント防犯情報27件)	a	制度の周知啓発をする必要がある。	・電話de詐欺等に関する情報をワンポイント防犯情報として登録者に対して随時配信する。
	消費生活センター		○ホームページを活用した架空請求などに関する情報提供の回数 ・ちばし安全・安心メール(5回) ・ホームページ掲載(2回)	市内の消費者被害の拡大が懸念される事案について、関係課と協議の上、ちばし安全・安心メールを配信する。	緊急性を要する事案がなかったため、ちばし安全・安心メールの情報提供は実施しなかった。 ○ホームページを活用した架空請求などに関する情報提供の回数 ・ホームページ掲載(2回)	a	多種多様化・複雑化している相談が多くなってきており、消費者被害の拡大が懸念される事案の選定を慎重にし情報発信する必要がある。	市内の消費者被害の拡大が懸念される事案について、ちばし安全・安心メールやホームページを活用し情報提供を行う。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題1 消費者被害防止のための教育

(分類2)消費者被害防止に係る啓発の促進

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題1 消費者被害防止のための教育

(分類2)消費者被害防止に係る啓発の促進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
51	消費生活センター	若年者に対し街頭キャンペーンなどを実施します。 主な関係先: ー 対象年齢期: 高校生期、成人期(特に若者)	関東甲信越ブロック若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン(1月～3月)の啓発活動を実施。 ・学校、公共施設へのリーフレット配布(14,000部) ・成人式でのリーフレット配布(6,000部) ・市内大学での講座(2回45人) ・市内大学との連携講座(4回44人) ・市内高校での講座(1回316人) ・市内高校での授業(14回539人) ・高校生の訪問学習(1校4人)	関東甲信越ブロックの都県政令指定都市、国民生活センターと共同で啓発資料を作成・配布するとともに、2022年の成年年齢引き下げによる若年者の消費者被害増加が懸念されることから、教育機関との連携により若年者に対する講座の実施や啓発機会の拡充を図る。	関東甲信越ブロック若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン(1月～3月)の啓発活動を実施。 ・学校、公共施設へのリーフレット配布(12,000部) ・市内大学での講座(3回57人) ・市内大学との連携講座(4回48人) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、高校での講座や授業は実施できなかった。	★		関東甲信越ブロックの都県政令指定都市、国民生活センターと共同で啓発資料を作成・配布するとともに、2022年の成年年齢引き下げによる若年者の消費者被害増加が懸念されることから、教育機関との連携により若年者に対する講座の実施や啓発機会の拡充を図る。
52	消費生活センター	ホームページ、市政だより、啓発冊子など様々な媒体を活用して、消費者被害に関する情報提供を行います。 主な関係先: ー 対象年齢期: 高校生期、成人期	・暮らしの情報いずみ、消費者被害注意報等を作成し、消費生活センターや施設での配架や配布、ホームページへの掲載を実施。 ・民生委員が実施する高齢者実態調査にあわせ、75歳以上の高齢者がいる世帯に啓発品(印鑑マット)を配布し、啓発を実施。 ・商品・サービス等の注意情報をホームページに掲載。(12件) ・事業者、町内自治会、社会福祉協議会の他、市内関係機関等から依頼を受け、消費生活相談員等を派遣し、巡回講座等を実施。(78回1,832人) ・若葉区・緑区・美浜区において警察と連携した高齢者の振り込み詐欺や消費者被害の防止のための講座を実施。(50人参加)	・消費者被害防止に関する有効な情報を市政だよりやホームページにより提供する。 ・巡回講座等の実施にあたり、消費者被害に関する最新の情報をレジュメに盛り込んだり、受講者の年齢などの特性に応じた啓発冊子を活用する。 ・幅広い世代に対し情報が行き届くよう、効果的な啓発方法を検討し、実施する。	・暮らしの情報いずみ、消費者被害注意報を作成し、消費生活センターや施設での配架や配布、ホームページへの掲載を行った。 ・町内自治会、社会福祉協議会の他、市内関係機関等から依頼を受け、消費生活相談員等を派遣し、くらしの巡回講座を実施。(40回572人) 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、くらしの巡回講座の依頼数が減少した。 ・花見川区・緑区・若葉区において警察と連携した高齢者の振り込み詐欺や消費者被害の防止のための講座を実施。(73人参加) ・商品・サービス等の注意情報をホームページに掲載。(12件)	★		・消費者被害防止に関する有効な情報を市政だよりやホームページのほか市公式SNSにより提供する。 ・巡回講座等の実施にあたり、消費者被害に関する最新の情報をレジュメに盛り込んだり、受講者の年齢などの特性に応じた啓発冊子を活用する。 ・幅広い世代に対し情報が行き届くよう、効果的な啓発方法を引き続き検討し、実施する。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題1 消費者被害防止のための教育

(分類3)消費者被害防止のための見守り体制の強化

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題1 消費者被害防止のための教育

(分類3)消費者被害防止のための見守り体制の強化

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
53	地域安全課	地域における防犯体制を強化するため、講座や防犯パトロールを行う団体の支援、防犯アドバイザーの派遣を行います。 主な関係先:市民団体等、防犯パトロール隊 対象年齢期:高校生期、成人期	○防犯アドバイザーの派遣(3回)	未定(申込みに応じて随時実施)	○防犯アドバイザーの派遣(0回)  ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、派遣についての相談が1件しかなく、結果として1回も派遣できなかった。	★		未定(申込みに応じて随時実施)
54	地域安全課	防犯意識の高揚を図るため、「防犯への協力に関する覚書」を締結します。また、市及び覚書締結事業者を構成員とする地域防犯連絡会議を開催し、情報を共有するとともに、協同して啓発活動を実施します。 主な関係先:事業者 対象年齢期:全世代	○「防犯への協力に関する覚書」の締結事業者(59社) ○市及び覚書締結事業者と協同した啓発活動の実施(2回)	啓発事業の実施	○「防犯への協力に関する覚書」の締結事業者(58社) ○市及び覚書締結事業者と協同した啓発活動の実施(0回)  ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、啓発活動を実施できなかった。	★		啓発事業の実施
55	消費生活センター	行政、関係団体などによる千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議を通じて連携の強化を図り、情報提供を行います。 主な関係先:委員、庁内関係課、社会福祉協議会 対象年齢期:高校生期、成人期	消費者被害注意報による情報提供の他、委員との連携により啓発等を実施した。 ○消費者被害注意報送付回数(6回) ・民生委員児童委員協議会の協力により、75歳以上の高齢者の住む世帯を対象に高齢者実態調査において啓発品(印鑑マット)を配布	消費者被害注意報を関係機関に定期的に配信するとともに、啓発等において連携を行う。	消費者被害注意報を関係機関に定期的に送付し啓発を行った。  ○消費者被害注意報送付回数(7回)  ・高齢者実態調査での啓発は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、調査自体が中止となったため実施せず。	★		消費者被害注意報を関係機関に定期的に送付するとともに、啓発において連携を図る。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題1 消費者被害防止のための教育

(分類3)消費者被害防止のための見守り体制の強化

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題1 消費者被害防止のための教育

(分類3)消費者被害防止のための見守り体制の強化

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
56	高齢福祉課	高齢者の見守り活動を実施する町内自治会等に対し、活動の初期費用の助成及び見守り活動ガイドブックの提供を行い、高齢者見守り活動を推進します。 主な関係先:町内自治会、社会福祉法人 対象年齢期:成人期	○町内自治会等に対する活動の初期費用の助成件数・助成件数(1件)	本事業の周知を図り、活動の初期費用の助成及び見守り活動ガイドブックの提供を行う。	○町内自治会等に対する活動の初期費用の助成件数・助成件数(1件)	a	地域見守り活動支援事業、ごみ出し支援事業、地域支え合い型訪問支援・通所支援事業をあわせて周知することにより、地域活動の更なる展開を目指す必要がある。	本事業の周知を図り、活動の初期費用の助成及び見守り活動ガイドブックの提供を行う。



### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類1)食に関する教育の促進

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類1)食に関する教育の促進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
57	健康推進課	関係機関と連携し、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進します。 主な関係先:庁内関係課、関係行政機関、食品関係団体等 対象年齢期:全世代	食育のつどい ・実施回数(1回) ・来場者数(延べ5,089人)	新型コロナの影響により中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため食育のつどいは中止となった。 代わりに食育情報誌を増刷し、関係機関を通じて広く食育についての啓発を実施した。	★		市内商業施設や公共施設を巡回して、食に関わる関係機関・団体等の食育活動の紹介や、栄養バランスや地産地消、食品ロスなどについて考えるきっかけとなるポスター展示、パンフレット配布を行う。 実施時期:6月(食育月間)
58	健康推進課	パンフレットやホームページ等各種媒体を利用し、食育に関する様々な情報の提供を行います。 主な関係先:一 対象年齢期:高校生期、成人期	パンフレットやホームページ等各種媒体を利用し、食育に関する様々な情報の提供を行った。	パンフレットやホームページ等各種媒体を利用し、食育に関する様々な情報の提供を行う。	パンフレットやホームページ等各種媒体を利用し、食育に関する様々な情報の提供を行った。	a		パンフレットやホームページ等各種媒体を利用し、食育に関する様々な情報の提供を行う。
59	健康推進課	様々な年齢層を対象に、食育に関する講座を開催します。 主な関係先:健康課、食生活改善推進員、食品関係団体 対象年齢期:全世代	○年代別講座受講者数 ・離乳食教室(延べ1,297人) ・食の実践教室(延べ626人) ・介護予防教室(食事セミナー)(延べ1,013人)	食育に関する各種講座(離乳食教室・食の実践教室・介護予防教室(食事セミナー))を開催する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各種講座を中止することが多かった。 ○年代別講座受講者数 ・離乳食教室(延べ439人) ・食の実践教室(延べ193人) ・介護予防教室(食事セミナー)(延べ272人)	★		食育に関する各種講座(離乳食教室・食の実践教室・介護予防教室(食事セミナー))を開催する。
60	健康推進課	食を通じた地域の健康づくりのボランティア活動を行う食生活改善推進員(ヘルスマイト)の養成・育成を行います。 主な関係先:健康課 対象年齢期:成人期	○講座の実施回数・受講者数 ・実施回数(1コース/全6回) ・受講者数(のべ208人)	食生活改善推進員(ヘルスマイト)養成講座を若葉区で開催する。	○講座の実施回数・受講者数 ・実施回数(1コース/全6回) ・受講者数(延べ234人)	a		食生活改善推進員(ヘルスマイト)養成講座を花見川区で開催する。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類1)食に関する教育の促進

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類1)食に関する教育の促進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
61	健康推進課	市内の飲食店等で、栄養成分表示を実施する等、健康に関する情報を提供する事業者を「健康づくり応援店」として募り、店頭健康づくり応援店証を掲示することにより、市民に周知し自らの健康づくりを推進します。 主な関係先:食品安全課、事業者 対象年齢期:全世代	○健康づくり応援店件数(210店)	登録要件を見直すとともに、市民への周知の徹底を図る。	○健康づくり応援店件数(172店) 登録要件を見直し、要綱を改正した。	b	登録要件を見直したことから、更なる事業の推進を図る必要がある。	新要綱に基づく登録店の確認を行うとともに、引き続き、市民への周知の徹底を図る。
62	生活衛生課	パンフレット、ホームページ等により、迅速かつわかりやすく食の安全確保に関する情報を提供します。 主な関係先:一 対象年齢期:高校生期、成人期	ホームページの更新回数(75回) リーフレット等の配布部数(1,000部)	リーフレット等の配布。ホームページへの掲載、告示、記者発表等により、食中毒原因施設、その他違反者等の公表、食中毒予防のための注意喚起、食中毒注意報等の発令などを行う。	ホームページの更新回数(84回) リーフレット等の配布部数(約6,500部)	a		リーフレット等の配布。ホームページへの掲載、告示、記者発表等により、食中毒原因施設、その他違反者等の公表、食中毒予防のための注意喚起、食中毒注意報等の発令などを行う。
63	生活衛生課	食の安全に対する知識の普及を図るため、食の安全に関する講演会等を開催します。 主な関係先:消費者、食品等関係事業者 対象年齢期:高校生期、成人期	○食の安全に関する講演会・意見交換会の実施 実施回数(1回) 参加者(40人) 令和2年度(2020年度)千葉市食品衛生監視指導計画に係るパブリックコメントの実施 期間:1月1日～2月7日 意見:2人から9件	食の安全に関する講演会及び令和3年度千葉市食品衛生監視指導計画に対する意見交換会を実施する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講演会・意見交換会を中止した。 ○食の安全に関する講演会・意見交換会の実施(0回) 令和3年度(2021年度)千葉市食品衛生監視指導計画に係るパブリックコメントの実施 期間:1月1日～2月5日 意見:2人から10件	★		食の安全に関する講演会及び令和4年度千葉市食品衛生監視指導計画に対する意見交換会を実施する。
64	幼保運営課	毎日の保育の中で、乳幼児が発達・発育に応じて食について学べるよう、各保育所・認定こども園において食育計画を策定し、取り組みを実施します。 主な関係先:保育所、認定こども園 対象年齢期:幼児期	計画策定保育所数(公立55か所) 計画策定認定こども園数(公立2か所)	各保育所・認定こども園において食育計画を策定し、取り組みを実施する。	計画策定保育所数(公立55か所) 計画策定認定こども園数(公立2か所) 各保育所(園)で話し合いながら、計画の内容を適宜見直し、コロナ禍において実施できる食育活動に取り組んだ。	a		各保育所・認定こども園において食育計画を策定し、取り組みを実施する。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類1)食に関する教育の促進

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類1)食に関する教育の促進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
65	幼保運営課	食育だより等を通じ、乳幼児及び小・中学生の保護者に対し健全な食生活に役立つ情報提供を行います。 主な関係先: 保育所、認定こども園、学校	○食育だより等配布先件数 保育所(園)食育だより等配布先保育所数(公立保育所55か所、公立認定こども園2か所)	食育だより等を乳幼児の保護者に対し配布する。 毎月の献立表に食材の紹介やレシピを掲載して保護者に対して配布する。	○食育だより等配布先件数 保育所(園)食育だより等配布先保育所数57か所(公立保育所55か所、公立認定こども園2か所)	a		食育だより等を乳幼児の保護者に対し配布する。 毎月の献立表に食材の紹介やレシピを掲載して保護者に対して配布する。
	保健体育課	対象年齢期: 幼児期、小学生期、中学生期	○食育だより等配布先件数 ・学校食育だより等配布先学校数169校(小学校111校、中学校55校、特別支援学校2校、高等特別支援学校1校)	食育だより等を小・中学生の保護者に対し配布する。旬の市内産食材の紹介やレシピを掲載した資料を保護者に対し配布する。	○食育だより等配布先件数 ・学校食育だより等配布先学校数168校(小学校110校、中学校55校、特別支援学校2校、高等特別支援学校1校)	a		食育だより等を小・中学生の保護者に対し配布する。旬の市内産食材の紹介やレシピを掲載した資料を保護者に対し配布する。
66	廃棄物対策課	食品ロス削減を啓発するため、事業者と協働で食べきりキャンペーンを実施するとともに、小・中学校と連携し、給食だよりや校内放送を活用した普及啓発を図ります。 主な関係先: 学校、事業者 対象年齢期: 全世代	・事業者と協働で食べきりキャンペーンの実施(12~1月) ・小中学校における普及啓発(10月) ・「へらそうくんフェスタ」開催(10月) ・食品ロス削減講習会の開催(10月)	引き続き、事業者と協働で食べきりキャンペーンを実施するとともに、小・中学校と連携し、給食だよりや校内放送を活用した普及啓発を行う。	・小中学校における普及啓発(10月) ポスターの掲出 給食だよりへの掲載 校内放送 など  ・事業者と協働での食べきりキャンペーンについては、新型コロナの感染状況を勘案し、ホテル等の宴会での啓発を中止とし、3月に飲食事業者と連携したキャンペーンに切り替えたが、緊急事態宣言発出により延期となった。  ・「へらそうくんフェスタ」については、商業施設のイベントスペースでの実施を予定していたが、密となる可能性があることから、代替案として10月に屋外(動物公園)で、プラスチックごみ削減に係るイベントを実施した。  ・食品ロス削減講演会の開催については、新型コロナの感染状況を勘案し、講習会は中止とし、代替案としてSNSを活用した周知啓発事業に切り替えた。	★		・事業者と協働で食べきりキャンペーンの実施 ・小中学校における普及啓発(10月) ・「へらそうくんフェスタ」開催(10月) ・大学生、高校生を対象としたワークショップの開催

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類1)食に関する教育の促進

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類1)食に関する教育の促進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
67	農政課	地産地消に関する市民の理解を深めるため、啓発を行います。 主な関係先：－ 対象年齢期：全世代	○キャンペーン実施回数(9回) ・千葉市スペシャルデー(ZOZOマリンスタジアム) ・千葉湊大漁まつり ちーバルつたペコラボブース ・つくたべマルシェ@ペリエ千葉 ・イオン千葉市フェア(4月、6月、11月、2月) ・食育のつどい ・千葉市在来そばまつり	引き続き、地産地消推進店の加盟店を増やし、マルシェ等のイベントを実施すると同時に、SNS等の情報発信の機会を増やす。	○キャンペーン実施回数(6回) ・千葉市スペシャルデー(ZOZOマリンスタジアム) ・ちばのいち@ペリエ千葉 ・イオン千葉市フェア(4月、6月、10月) ・千葉のいいもの販売会@千葉みなとケーズハーバー  新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったイベントが多くあった。	★		・イオン千葉市フェア
68	農政課	児童の「食」と「農」に対する関心と理解を深めるため、小学校で生産者による出張授業を実施します。 主な関係先：生産者、小学校 対象年齢期：小学生期	○実施校数(7校) 6月 春夏ニンジン 9月 牛乳 10月 米 11月 キャベツ 11月 コマツナ 1月 秋冬ニンジン 2月 牛乳	小学校で生産者による出張授業を実施する。  ○実施予定校数(7校) 6月 春夏ニンジン 9月 牛乳 10月 米 11月 キャベツ 11月 コマツナ 1月 秋冬ニンジン 2月 牛乳	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小学校での生産者出張授業実施は中止 ○出張授業実施校数0校 ・生産者出張授業資料提供 資料利用10校19クラス延べ520人	★	従来の集合型から、分散した授業スタイル(オンラインの利用等)になるよう新スタイルの構築を図る必要がある。	感染症予防しながら小学校で生産者による出張授業を実施予定。又オンライン授業等を構築。(実施予定7校)

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類1)食に関する教育の促進

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類1)食に関する教育の促進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
69	農政課	農業に親しむ機会を提供するため、市民農園・体験農園・観光農園等において農業体験活動の場を提供します。 主な関係先:市民農園園主、体験農園園主、観光農園園主、農業団体 対象年齢期:全世代	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民農園数(34か所) 利用者数(1,372人) 利用率(75%) 抜粋内訳(市管理分のみ) 中田:398区画中269利用 市民農園利用者養成講座:48区画中36件利用</li> <li>○観光農園数(26か所) 入園者数(72,398人)</li> <li>○体験農園数(4か所) 区画数(298区画) 内訳(市管理分のみ) 富田さとにわ耕園:100区画中92件利用 下田ふれあい館(米作り体験):全4回(延べ92人参加)</li> </ul>	市民農園・体験農園・観光農園・農業体験企画において農業体験の場を提供する。 ・市民農園開設支援補助金(単独) 30万円(1か所、3/10補助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民農園数(32か所) 利用者数(1,509人) 利用率(85%) 抜粋内訳(市管理分のみ) 中田:398区画中295利用 市民農園利用者養成講座:コロナ禍のため中止</li> <li>○観光農園数(27か所) 入園者数(48,258人)</li> <li>○体験農園数(4か所) 区画数(298区画) 内訳(市管理分のみ) 富田さとにわ耕園:100区画中93件利用 下田ふれあい館(米作り体験):コロナ禍のため中止</li> </ul>	b	市民農園については、コロナ禍等の社会情勢の変化により需要が高まりつつあることから、新たな設置を支援する必要がある。 観光農園や収穫体験等についてはコロナ禍における運営、実施方法については、その時々での社会情勢に合わせていく必要がある。	市民農園・体験農園・観光農園・農業体験企画において農業体験の場を提供する。 ・市民農園開設支援補助金(単独) 30万円(1か所、3/10補助)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子一日農家体験(落花生、ニンジン) 全3回(41組参加)</li> <li>・イオンチアーズクラブファーマーズプロジェクト活動支援 実施回数(3/5回)…台風の為2回中止</li> <li>・市民農園開設支援補助金 実績なし</li> </ul>		市民農園・体験農園・観光農園・農業体験企画において農業体験の場を提供する。 ・市民農園開設支援補助金(単独) 30万円(1か所、3/10補助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子一日農家体験(落花生) 全2回(18組参加)</li> <li>・イオンチアーズクラブファーマーズプロジェクト活動支援 コロナ禍のため中止</li> <li>・市民農園開設支援補助金 実績なし</li> </ul>	★			
70	教育指導課	農山村留学を実施し、児童の食に関する理解を進めます。 主な関係先:小学校 対象年齢期:小学生期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農山村留学実施校数、参加児童数(111校、8,277人)</li> </ul> 農山村留学を市内全小学校の6年生が実施。南房総市や鴨川市等で農業や伝統地場産業につながる体験や郷土料理作り等を通して、児童の食に関する理解を図った。	農山村留学を市内全小学校(110校)の6年生 8,220人を対象に実施予定。郷土料理作り等を通して、児童の食に関する理解を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農山村留学実施校数、参加児童数(108校、8,084人)</li> </ul> 農山村留学を市内小学校の6年生が実施。南房総市や鴨川市等で農業や伝統地場産業につながる体験や郷土料理作り等を通して、児童の食に関する理解を図る予定だったが、新型コロナウイルスの影響による活動制限で実施出来た学校は少ない。	★	農山村留学を市内全小学校(108校)の6年生 7,876人を対象に実施予定。郷土料理作り等を通して、児童の食に関する理解を図る。	

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類1)食に関する教育の促進

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類1)食に関する教育の促進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
71	保健体育課	各小、中、特別支援学校において食に関する指導の全体計画を策定し、食に関する教育を推進します。 主な関係先:農業協同組合、卸売業者、農政課、学校 対象年齢期:小学生期、中学生期	全体計画策定校数(小学校111校、中学校55校、特別支援学校2校、高等特別支援学校1校)  市内産農産物を導入した全校共通献立を実施(年3回)。東京オリンピック・パラリンピック給食、千葉氏ゆかりの地給食等を実施。	新型コロナの影響により未定	全体計画策定校数(小学校110校、中学校55校、特別支援学校2校、高等特別支援学校1校)  市内産農産物を導入した全校共通献立を実施(年2回)。東京オリンピック・パラリンピック給食、千葉氏ゆかりの地給食等を実施。	b		各小、中、特別支援学校において食に関する指導の全体計画を策定する。 食育の日・市民の日・学校給食週間として市内産農産物を使用した、全校共通の特別メニューを年3回実施。その他、東京オリンピック・パラリンピック給食(7月)、千葉氏ゆかりの地給食(12月)を特色あるメニューとして実施。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類2)情報とメディアに関する教育の促進

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類2)情報とメディアに関する教育の促進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
72	消費生活センター	インターネットに関連する消費者トラブルとその対処法や機器の適切な利用等に関する講座を開催します。 主な関係先：－ 対象年齢期：高校生期、成人期	インターネットに関連した講座・啓発を実施した。  ○実施回数・受講者数 ・インターネット被害予防法に関する講座(主に中高年対象)(1回15人)  ・巡回講座等において、詐欺的サイトやワンクリック請求詐欺に係る事例等を紹介し、インターネットに関連する消費者トラブルの実態と対処法について説明した。 ・市内高校での家庭科の授業「消費行動を考える」において、フリーマーケットアプリについて取り上げた。(1校7回268人) ・その他、消費者被害注意報で通信販売の定期購入やフリーマーケットサービスの利用時における消費者トラブルを紹介した。 ・関東甲信越ブロック悪質商法被害防止キャンペーンリーフレットで悪質商法の手口や事例を紹介した。 ・情報モラルに関するDVDの貸出(依頼がなかったため実績なし)	多発するインターネット関連の消費者トラブルに対応するため、関連する最新の悪質商法について、継続して消費者被害注意報や講座等で紹介するとともに、インターネットやスマホの利用に関する講座を開催する。	スマホ・インターネットトラブルに関連した講座・啓発を実施した。  ○実施回数・受講者数 ・スマホ・インターネット・SNS被害予防に関する講座(大学生及び教員が対象)(1回31人)  ・巡回講座において、通信販売の詐欺的サイトの広告例等、事例を示し、インターネット被害に関連する消費者被害の実態と対処法について説明を行った。 ・消費者被害注意報で、オンラインでの旅行予約やSNSの広告などを巡る消費者トラブルを紹介した。 ・関東甲信越ブロック悪質商法被害防止キャンペーンリーフレットで悪質商法の手口や事例を紹介した。 ・情報モラルに関するDVDの貸出(依頼がなかったため実績なし)  新型コロナウイルス感染症の拡大により、予定していた高校での授業が中止となった。	★		多発するインターネット関連の消費者トラブルに対応するため、関連する最新の悪質商法について、継続して消費者被害注意報や講座等で紹介するとともに、インターネットやスマホの利用に関する講座を開催する。
73	高齢福祉課	シルバー人材センターにおいて、高齢者が講師となりパソコンの活用に関する講座を開催します。 主な関係先：(公社)シルバー人材センター 対象年齢期：成人期	○実施回数・受講者数 ・実施回数(554回) ・受講者数(636人)	シルバー人材センターにおいて、高齢者が講師となりパソコンの活用に関する講座を開催する。 令和2年4月から8月までの予定26回及び受講生の予約があれば実施予定。9月以降は未定。	緊急事態宣言中期間及び新型コロナウイルス感染症対策の準備が整うまでの一定期間、講座の開催を中止したため。  ○実施回数・受講者数 ・実施回数(363回) ・受講者数(422人)	★	教室移転にともない受講生の交通利便性が悪化し、受講生が減少することが予想されるため、広報活動を充実させる必要がある。	シルバー人材センターにおいて、高齢者が講師となりパソコンの活用に関する講座を開催する。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類2)情報とメディアに関する教育の促進

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類2)情報とメディアに関する教育の促進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
74	高齢福祉課	いきいきプラザ・いきいきセンターにおいて、高齢者を対象としたパソコンの活用に関する講座を開催します。 主な関係先:いきいきプラザ、いきいきセンター 対象年齢期:成人期(特に高齢者)	○実施回数・受講者数 ・実施回数(212回) ・受講者数(延べ3,307人)	いきいきプラザ・いきいきセンターにおいて、高齢者を対象としたパソコンの活用に関する講座を開催する。	令和2年度は新型コロナによる休館および定員減少により、計画通りに事業が実施できなかった。 ○実施回数・受講者数 ・実施回数(48回) ・受講者数(延べ446人)	★		いきいきプラザ・いきいきセンターにおいて、高齢者を対象としたパソコンの活用に関する講座を開催する。
75	教育センター	千葉市小中学校版情報モラル教育カリキュラム及び情報モラルコンテンツの活用を支援する等、情報リテラシーの定着に向けた取り組みを進めます。 主な関係先:学校 対象年齢期:小学生期、中学生期	○情報モラルカリキュラム等の配信開催校数 配信は小・中・特別支援学校169校に対して実施。利用の実態については残念ながら確認できていない。また、要請校に対しては出前講座を実施している。	システム更新が一段落することから、コンテンツの整理を進める。	教育センター内部ホームページに情報を掲載した。新型コロナ感染拡大防止のため遠隔コミュニケーションシステムの情報発信を優先的にを行い、コンテンツの整理を進めてきた。 ○情報モラルカリキュラム等の配信開催校数 千葉市情報教育ネットワーク「CABINET」を使用できる市内166校	b	GIGAスクール構想におけるパソコン1人1台化が実現され、情報モラル教育をより一層充実していく必要がある。	各学校の情報教育年間指導計画に情報モラル教育を位置づけし、教育センター内部ホームページの学習資料と指導資料をの更新を図る。
76	教育センター	インターネットにおける消費者トラブルに関する教育や情報通信技術を活用した授業の推進及び情報活用能力の育成のため、小・中・特別支援学校の関係する教員に対し研修を行います。 主な関係先:学校 対象年齢期:成人期	教育メディア主任研修会において、児童生徒が巻き込まれそうになる事例を紹介し、各校における情報モラル教育の開催を促した。 ○実施回数・受講者数 ・対象:教育メディア主任(小・中・特別支援学校) ・実施日:令和元年5月8日(水) ・内容:情報教育、情報モラル教育の推進について ・人数:169人	新型コロナ感染拡大防止の観点から、管理職向けのCABINET取扱研修や情報セキュリティ研修において集合研修は中止したが、Skype会議や作成資料の配布で研修の代替を行う。	教育メディア主任研修等において、文部科学省や総務省発行の資料の周知などを通して、情報モラル教育の啓発を依頼した。 ○実施回数・受講者数 教育メディア主任研修会 各回全校代表が参加 ・CABINET取扱研修(1回166人) ・情報セキュリティ研修(1回166人)	a	既に配備しているICT機器や、GIGAスクール構想により配布されたPCを有効に活用し情報活用能力を育成する必要がある。	研修内容に合わせ、「集合研修」「ライブ配信研修(オンライン)」「eラーニング(オンライン)」「書面研修」を目的に応じた研修方法を選択して実施する。



### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類3)環境教育の促進(持続可能な開発のための教育①)

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類3)環境教育の促進(持続可能な開発のための教育①)

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
77	環境保全課	環境家計簿機能を付したエコライフカレンダーを作成・配布し、地球温暖化対策に関する啓発を行います。 主な関係先:庁内関係課 対象年齢期:高校生期、成人期	○配布部数(25,000部)	エコライフカレンダーを25,000部作成し、環境家計簿の普及を図る。	○配布部数(25,000部)	a		エコライフカレンダーを25,000部作成し、環境家計簿の普及を図る。
78	環境保全課	ホームページを活用し、環境に関する啓発を行います。 主な関係先:— 対象年齢期:高校生期、成人期	○ホームページ更新回数(59回)	環境に関する情報をホームページに掲載し、周知・啓発を行う。	○ホームページ更新回数(50回)	b		環境に関する情報をホームページに掲載し、周知・啓発を行う。
79	環境保全課	大草谷津田いきものの里等を整備し、環境学習活動として自然観察会を実施します。 主な関係先:— 対象年齢期:全世代	○実施回数・参加者数 自然観察会を実施 ・実施回数(14回) ・参加者数(398人) ※年間22回実施する予定であったが、雨天中止に加え台風後の整備、新型コロナウイルス対応により8回が中止となった。	大草谷津田いきものの里にて、自然観察会を実施する。	○実施回数・参加者数 ・実施回数(3回) ・参加者数(45人) ※年間22回実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症対応及び雨天のため19回が中止となった。	★		大草谷津田いきものの里にて、自然観察会を実施する。
80	環境保全課	児童、生徒向け環境教育教材を作成するとともにこれを活用し、環境教育を推進します。 主な関係先:学校 対象年齢期:小学生期・中学生期	・小学生版9,200部、中学生版8,700部作成	小・中学生向けの環境教育教材を作成し、小学校4年生・中学校1年生に配布する。	冊子として小学生版9,200部を作成・配布し、デジタル版として小学生版及び中学生版を作成・配布した。	a	冊子からデジタルへの移行を段階的に行う必要がある。	小・中学生向けの環境教育教材を作成し、小学校4年生・中学校1年生に配布する。
	教育指導課		環境学習モデル校を小・中学校とも6校ずつ指定し、環境学習を実践した。各教科等と関連させて環境教材を用いて環境学習を進めた。	各教科等と関連させて教育活動に位置づけ、環境学習を進めていく。	環境学習モデル校を小・中学校とも6校ずつ指定し、環境学習を実践した。各教科等と関連させて環境教材を用いて環境学習を進めた。	a		各教科等と関連させて教育活動に位置づけ、環境学習を進めていく。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類3)環境教育の促進(持続可能な開発のための教育①)

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類3)環境教育の促進(持続可能な開発のための教育①)

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
81	環境保全課	環境学習モデル校を指定し、環境保全活動を推進します。 主な関係先:学校 対象年齢期:小学生期、中学生期	○モデル校指定数 ・小学校(6校) ・中学校(6校)	環境学習モデル校を小・中学校とも6校ずつ指定し、環境保全活動を推進する。	○モデル校指定数 ・小学校(6校) ・中学校(6校)	a		環境学習モデル校を小・中学校とも6校ずつ指定し、環境保全活動を推進する。
	教育指導課		環境学習モデル校を小・中学校とも6校ずつ指定し、環境学習を実践し、また、活動の成果と課題を報告書にまとめ市内の小中学校に配布した。	環境学習モデル校を小・中学校とも6校ずつ指定し、教育活動の中に環境学習を位置づけ、実践力を養う。	環境学習モデル校を小・中学校とも6校ずつ指定し、環境学習を実践し、また、活動の成果と課題を報告書にまとめ市内の小中学校に配布した。	a		環境学習モデル校を小・中学校とも6校ずつ指定し、教育活動の中に環境学習を位置づけ、実践力を養う。
82	環境保全課	環境保全に向けた意識の高揚を図るため、環境問題関連の講演会やイベント等を開催します。 主な関係先:エコメッセ実行委員会、事業者、環境NPO 対象年齢期:全世代	○実施回数、参加者数 ・エコメッセ(1回、参加者10,500人) ・公民館講座(7回、78人)	エコメッセちば実行委員会に参画し、「千葉最大の環境活動見本市」エコメッセを開催する。 公民館等での環境教育講座を開催する。	新型コロナウイルスにより、エコメッセはオンライン開催に、公民館講座は開催回数が減少したため。 ○実施回数、参加者数 ・エコメッセ(1回オンライン、参加者数不明) ・公民館講座(4回、60人)	★		エコメッセちば実行委員会に参画し、「千葉最大の環境活動見本市」エコメッセを開催する。 公民館等での環境教育講座を開催する。
	生涯学習振興課		○実施回数、参加者数 講座 ・実施回数(26回) ・受講者数(610人)	各公民館等において、それぞれの地域の実情や学習ニーズを踏まえ、引き続き学習機会の提供に努める。	○実施回数、参加者数 講座 ・実施回数(9回) ・受講者数(83人) 新型コロナウイルスの影響により、事業の中止等が相次いだため。	★	各公民館等において、それぞれの地域の実情や学習ニーズを的確に把握する必要がある。	各公民館等において、それぞれの地域の実情や学習ニーズを踏まえ、引き続き学習機会の提供に努める。
83	廃棄物対策課	焼却ごみの削減のため、大学生ボランティアグループとの連携など、様々な啓発活動を行います。 主な関係先:大学生ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」 対象年齢期:全世代	○啓発活動の実施回数 ・イベント等での啓発(4回)	引き続きイベント等での啓発を実施していく。 大学生との連携については、新たなボランティア手法について検討していく。	○啓発活動の実施回数 ・イベント等での啓発(1回) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多くのイベント等が中止となった。	★		引き続きイベント等での周知啓発を実施していく。 大学生との連携については、高校生、大学生を対象としたワークショップ(食品ロス削減・プラごみ削減を開催することで、ごみの減量・再資源化への意識醸成し行動を促す。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類3)環境教育の促進(持続可能な開発のための教育①)

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類3)環境教育の促進(持続可能な開発のための教育①)

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
84	廃棄物対策課	生ごみの減量のため、食材などの無駄を減らすエコレシビ料理の普及啓発活動を行います。 主な関係先:高校 対象年齢期:高校生期	○実施回数、受講者数 エコレシビ料理講習会 ・実施回数(3回) ・受講者数(80人)	エコレシビ料理の講習会を実施して、環境に配慮した料理普及の啓発活動を実施する。	新型コロナの影響から、事業を中止した。	★		新型コロナの影響を勘案し、エコレシビ料理教室事業は実施しない。ワークショップの開催など、他の手法で高校生・大学生を対象とした啓発を実施していく。
85	廃棄物対策課	ごみの減量やリサイクルに関する市民の意識高揚を図るため、ごみ減量広報紙を発行し、啓発を行います。 主な関係先:一 対象年齢期:全世代	○発行回数 1回 ごみ減量広報紙「GO!GO!へらそうくん」を発行し(市政だより3月号)、ごみ減量への周知啓発を図った。	ごみ減量広報紙「GO!GO!へらそうくん」を年1回発行し、(市政だより統合)ごみ減量への周知啓発を図る。	○発行回数 1回	a		ごみ減量広報紙「GO!GO!へらそうくん」を年1回発行しごみ減量への周知啓発を図る。
86	廃棄物対策課	生ごみの減量及び資源化のため、研修を受講する等所定の要件を満たした者を生ごみ資源化アドバイザーとして登録します。 主な関係先:一 対象年齢期:成人期	○生ごみ資源化アドバイザー登録者数 43人	令和2年度末に登録期間が満了するアドバイザーに対し、更新時研修を実施する。 新規アドバイザーの養成研修を実施する。	○生ごみ資源化アドバイザー登録者数 43人  ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修は自宅学習で実施。アドバイザー登録者の更新は行ったが、新規アドバイザーの登録は行わなかった。	b		令和3年度末に登録期間が満了するアドバイザーに対し、更新時研修を実施する。 新規アドバイザーの養成研修を実施する。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類3)環境教育の促進(持続可能な開発のための教育①)

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類3)環境教育の促進(持続可能な開発のための教育①)

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
87	廃棄物対策課	町内自治会・市民活動団体や事業者等が行う、生ごみの減量や資源化推進を目的とした学習会・研修会などの活動に、生ごみ資源化アドバイザーを派遣し、適切な助言・技術指導を行います。 主な関係先:町内自治会、市民活動団体、事業者 対象年齢期:全世代	○派遣回数、受講者数 ・派遣回数(10回) ・受講者数(520人)	町内自治会、市民活動団体及び事業者に対して、適切な助言・技術指導を行うため、生ごみ資源化アドバイザーを派遣する。	○派遣回数、受講者数 派遣回数(2回) 受講者数(48人)  ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町内自治会等が講習会の実施を控える傾向があった。	★		町内自治会、市民活動団体及び事業者に対して、適切な助言・技術指導を行うため、生ごみ資源化アドバイザーを派遣する。
88	廃棄物対策課	自発的なごみ減量・再資源化活動を推進するため、生ごみ減量処理機等の購入費の助成を行います。 主な関係先:一 対象年齢期:成人期	○助成件数 ・生ごみ減量処理機の前購入費(実績:150件) ・生ごみ肥料化容器の前購入費(実績:160件)	○助成件数 ・生ごみ減量処理機の前購入費(目標:200件) ・生ごみ肥料化容器の前購入費(目標:350件)	○助成件数 ・生ごみ減量処理機の前購入費(実績:326件) ・生ごみ肥料化容器の前購入費(実績:210件)	b		○助成件数 ・生ごみ減量処理機の前購入費(目標:300件) ・生ごみ肥料化容器の前購入費(目標:350件)
89	廃棄物対策課	未就学児や小学生を対象に、ごみの分別や3Rについて体験学習する「へらそうくんルーム」や「ごみ分別スクール」を実施します。 主な関係先:保育所(園)、幼稚園、小学校 対象年齢期:幼児期、小学生期	○実施数 ・保育所 6ヶ所 ・幼稚園 6ヶ所 ・小学校 110校	・3R啓発教育図書の紙芝居版を幼稚園・保育所にて読み聞かせをする「へらそうくんルーム」を実施する。 ・小学4年生を対象に「ごみ分別スクール」を実施する。	○実施数(0)  新型コロナの影響により、「へらそうくんルーム」は中止し、「ごみ分別スクール」は代替事業として、「ゴミ分別スクール動画」を制作し、各小学校へ配布した。	★		○実施数 ・保育所 6ヶ所 ・幼稚園 6ヶ所 ・小学校 110校

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類3)環境教育の促進(持続可能な開発のための教育①)

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類3)環境教育の促進(持続可能な開発のための教育①)

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
90	廃棄物対策課	公共施設にボックスを設置し、回収した使用済小型家電を認定事業者に引き渡して有用な金属等のリサイクルを図ります。 主な関係先:— 対象年齢期:全世代	○ボックス設置箇所(26か所)	公共施設に回収ボックスを設置し、回収した使用済小型家電を認定事業者に引き渡すことで、有用な金属等のリサイクルを図る。	○ボックス設置箇所(26か所)	a		ボックス設置26か所
91	廃棄物対策課	廃食油を回収する地域団体等を募集し、事業者が収集・精製してバイオディーゼル燃料にリサイクルする取り組みを推進します。 主な関係先:地域団体、事業者 対象年齢期:全世代	○回収団体数(41団体)	廃食油を回収する地域団体等を募集し、市内民間事業者によりバイオディーゼル燃料にリサイクルし、環境事業所のごみ収集車の燃料として活用する。	○回収団体数(43団体)	a		廃食油を回収する地域団体等を募集し、事業者が収集・精製してバイオディーゼル燃料にリサイクルする取り組みを推進する。
92	廃棄物施設維持課	新浜リサイクルセンターにおいて、施設見学等環境教育に関する取組を行います。 主な関係先:— 対象年齢期:小学生期、成人期	○実施回数:1回(7月26日) ○参加者数:親子10組、21名	新型コロナ拡大防止のため、令和2年4月現在において、今年度は実施しない予定。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず ○実施回数(-) ○参加者数(-)	★		新型コロナ感染拡大防止の観点より、見学は現在中止となっており、令和3年度の実施の目的が立っていない。
93	緑政課	ヒートアイランド現象や地球温暖化に対する緑化の取組の一つである緑のカーテンについて、ゴーヤの種の配布や、ホームページでの紹介及び公共施設での緑のカーテン設置による啓発を行います。 主な関係先:公共施設等 対象年齢期:全世代	緑のカーテンについて、ゴーヤ等の種の配布及び公共施設での緑のカーテン設置による啓発を実施。 ○種配布数、苗配布数 ・種配布数(2,400袋) ・苗配布数(258株)	緑のカーテンについて、ゴーヤ等の種の配布及び公共施設での緑のカーテン設置による啓発を実施する。	緑のカーテンについて、ゴーヤ等の種の配布及び公共施設での緑のカーテン設置による啓発を実施。 ○種配布数、苗配布数 ・種配布数(2,400袋) ・苗配布数(137株)	a	配付した種の実績報告を収集しづらい状況のため、改善し、効果を確認する必要がある。	緑のカーテンについて、ゴーヤ等の種の配布による啓発を実施する。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類3)環境教育の促進(持続可能な開発のための教育①)

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類3)環境教育の促進(持続可能な開発のための教育①)

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
94	動物公園	動物公園において開催している飼育員のガイドの中で、規格外の野菜をエサとして利用し、環境に配慮した飼育に努めていることなどを伝え、環境教育を推進します。 主な関係先：－ 対象年齢期：全世代	○実施回数 ・ちょっといい話(11回実施) 年間12回のうち、R2年3月分は新型コロナウイルスの影響を考慮し、中止とした(影響がなければ予定通り実施していた)	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、他の対面レクチャーイベントも含め現在中止となっており、令和2年度の実施の目途が立っていない。 再開に向け状況の精査を行ってゆくが、アフターコロナを見据えたイベント全体の見直しが必要となることから、次年度以降本スキーム内での再開となるかは未定。	○実施回数 ・ちょっといい話(－) 令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、すべて中止とした。	★		新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、他の対面レクチャーイベントも含め現在中止となっており、令和3年度の実施の目途が立っていない。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類4)国際理解教育の促進(持続可能な開発のための教育②)

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類4)国際理解教育の促進(持続可能な開発のための教育②)

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
95	国際交流課	(公財)千葉市国際交流協会を通じ、市内の国際交流・国際協力活動を行う団体を支援します。 主な関係先:(公財)千葉市国際交流協会 対象年齢期:全世代	○助成件数 9団体 ※申請は11団体	市内の国際交流・国際協力活動を行う団体に助成金を交付する。	○助成件数 7団体 新型コロナウイルス感染症の影響で活動を休止している団体があったため。	★	新型コロナウイルス感染症の影響で活動休止している団体もあるため、活動の再開に向けて支援を行う。	市内の国際交流・国際協力活動を行う団体に助成金を交付する。
96	国際交流課	友好親善や相互理解を深め、国際理解を推進するため、姉妹都市との青少年交流を実施します。 主な関係先:(公財)千葉市国際交流協会 対象年齢期:中学生期~成人期(特に若者)	○参加者数(20人)	新型コロナの影響により事業中止	○参加者数(-) 新型コロナウイルス感染症の影響で中止	★		ノースバンクーバー市、ヒューストン市、モントルー市と青少年・引率者の派遣・受入を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 オンラインによる青少年交流事業を検討中。
97	教育指導課	英語を母語とする外国語指導助手(外国人講師から名称変更)を市立小・中・高等学校に配置し、語学指導を充実させ、異文化理解を推進し、コミュニケーションを図る態度や能力を育成します。 主な関係先:学校 対象年齢期:小学生期、中学生期、高校生期	○外国人講師配置数 小学校(40人) 中学・高校(19人)	小学3~6年生を対象にALTによる外国の文化や生活習慣に慣れ親しむ体験的な英語活動を行う。  市立中学・高等学校にALTを配置し、語学指導及び異文化理解の充実を図る。	○外国人講師 小学校(38人) 中学・高校(19人)	a		小学3~6年生を対象にALTによる外国の文化や生活習慣に慣れ親しむ体験的な英語活動を行う。  市立中学・高等学校にALTを配置(中学校には増置)し、語学指導及び異文化理解の充実を図る。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類4)国際理解教育の促進(持続可能な開発のための教育②)

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類4)国際理解教育の促進(持続可能な開発のための教育②)

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
98	教育指導課	小・中学校における、海外の姉妹校・交流校などとの継続的な国際交流活動により、児童生徒が国際的視野の中で物事を考え判断する態度を育成します。 主な関係先:学校 対象年齢期:小学生期、中学生期	○実施校数(24校)	小・中学校における、海外の姉妹校・交流校などとの継続的な国際交流活動を実施する。  国際交流活動実践の紹介を工夫する。	○実施校数(1校)  ※実施校がほとんどなかったのは、新型コロナの影響により、外部との交流が大きく制限されたため。	★		小・中学校における、海外の姉妹校・交流校などとの継続的な国際交流活動を実施する。  国際交流活動実践の紹介を工夫する。
99	教育指導課	帰国児童生徒及び外国人児童生徒の特性を伸長させるための指導や適応指導を実施することで、帰国児童生徒等の学級への溶け込みを図り、児童生徒の身近な生活の場から国際理解を促進します。 主な関係先:学校 対象年齢期:小学生期、中学生期	○外国人児童指導教室設置校数(2校) ○外国人児童生徒指導協力員数(13人)	適応指導を実施するための「外国人児童指導教室」の設置(2校)や、「外国人児童生徒指導協力員」の派遣(13人)により、帰国・外国人児童生徒の身近な生活の場から国際理解を促進する。	○外国人児童指導教室設置校数(2校) ○外国人児童生徒指導協力員数(13人)	a	増加する外国人児童生徒に(転)入学時からの学校生活や学習への適応を支援する体制の整備を一層充実させる必要がある。	適応指導を実施するための「外国人児童指導教室」の設置(2校)や、「外国人児童生徒指導協力員」の派遣(15人)により、帰国・外国人児童生徒の身近な生活の場から国際理解を促進する。
100	稲毛高等学校・附属中学校	海外姉妹校・交流校などとの継続的な国際交流活動により、生徒が国際的視野の中で物事を考え判断する態度を育成します。 主な関係先:— 対象年齢期:中学生期、高校生期	○留学生受入及び海外での語学研修派遣数 ・【ノースバンクーバー市】 受入生徒数(30人) 派遣生徒数(18人) ・【ヒューストン市】 受入生徒数(13人) 派遣生徒数(19人) ・【ザウッドランズ市】 受入生徒数(15人) 派遣生徒数(20人) ・【オーストラリア】 受入生徒数(24人) 派遣生徒数(79人)	○留学生受入及び海外での語学研修派遣を行う。 ・【ノースバンクーバー市】 受入生徒数(30人)⇒中止(新型コロナ) 派遣生徒数(20人)⇒中止(新型コロナ) ・【ヒューストン市】 受入生徒数(13人)⇒中止(新型コロナ) 派遣生徒数(19人)⇒中止(新型コロナ) ・【ザウッドランズ市】 受入生徒数(令和2年度予定なし) 派遣生徒数(20人)⇒中止(新型コロナ) ・【オーストラリア】 受入生徒数(令和2年度予定なし) 派遣生徒数(80人)⇒中止(新型コロナ)	新型コロナウイルスの感染状況により、海外からの受入と海外への派遣は中止  ○留学生受入及び海外での語学研修派遣数 ・【ノースバンクーバー市】 受入生徒数(-) 派遣生徒数(-) ・【ヒューストン市】 受入生徒数(-) 派遣生徒数(-) ・【ザウッドランズ市】 受入生徒数(-) 派遣生徒数(-) ・【オーストラリア】 受入生徒数(-) 派遣生徒数(-)	★	オンラインによる国際交流活動も含めて、可能なことを模索・実施していく必要がある。	留学生受入及びカナダ・アメリカ(姉妹校)への語学研修派遣については断念せざるを得ない状況にあるが、オーストラリア(交流校)への語学研修派遣を3月末に実施する予定である。



### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類5)消費生活の様々な分野における教育の促進

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類5)消費生活の様々な分野における教育の促進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
101	給与課	市職員に対し、退職後のライフプランに関する講座を開催します。 主な関係先：－ 対象年齢期：成人期	○講座の実施回数、受講率 (1回、94.9%)	新型コロナの影響により事業中止	○講座の実施回数、受講率(－)  新型コロナウイルス対策として、会場での開催を中止。講座内容を収録し、DVDを配布することで代替とした。	★		退職後のライフプランに関する講座を実施する。(1回)
102	広報広聴課	市民の法知識向上のため、千葉県弁護士会と共催で市民法律講座を開催します。 主な関係先：千葉県弁護士会 対象年齢期：高校生期、成人期	○市民法律講座 ・実施回数(0回) ※新型コロナ対策として3月の開催を中止とした。	千葉県弁護士会と共催で市民法律講座を令和3年3月に開催予定	○市民法律講座 ・実施回数(1回) ※新型コロナウイルス対策として、会場での開催を中止。講座内容を収録し、動画を配信することで代替とした。	★		千葉県弁護士会と共催で市民法律講座を令和4年3月に開催予定
103	消費生活センター	「暮らしの情報いずみ」を発行し、情報提供を推進します。 主な関係先：ちばし消費者応援団、町内自治会、医療機関等 対象年齢期：高校生期、成人期	暮らしの情報いずみ及び暮らしの情報いずみ特集号を発行した他、各種啓発において、ちばし消費者応援団の登録者に暮らしの情報いずみが送付されることを周知した。  ○発行回数、配布先件数 ・暮らしの情報いずみ(奇数月発行) 発行回数(6回) 配布先件数(679か所) ・暮らしの情報いずみ特集号 発行回数(1回) 市政だよりに折り込みで配布 (459,376部)	暮らしの情報いずみ及び暮らしの情報いずみ特集号を発行し、広く市民に対し啓発を行うとともに、消費生活に関する最新の情報を紙面に反映し、配布する。	暮らしの情報いずみ及び暮らしの情報いずみ特集号を発行した他、講座などでも配付し、ちばし消費者応援団の登録者へ暮らしの情報いずみが送付されることを周知した。  ○発行回数、配布先件数 ・暮らしの情報いずみ(奇数月発行) 発行回数(6回) 配布先件数(671か所) ・暮らしの情報いずみ特集号 発行回数(1回：5月号) 市政だよりに折り込みで配布 (459,186部)	a		暮らしの情報いずみ及び暮らしの情報いずみ特集号を発行し、市民に対し啓発を行うとともに、消費生活に関する最新の情報を紙面に反映し、配布する。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類5)消費生活の様々な分野における教育の促進

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類5)消費生活の様々な分野における教育の促進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
104	消費生活センター	債務整理のための方法等に関する情報を提供します。 主な関係先:— 対象年齢期:成人期	多重債務者特別相談の実施日や申込方法について市政だよりやホームページで紹介した。加えて市税事務所や保健福祉センターの窓口で、ポスターの掲示等を行った。	多重債務者特別相談の実施日や申込方法について市政だよりやホームページで紹介した。加えて市税事務所や保健福祉センターの窓口で、ポスターの掲示等を行う。	多重債務者特別相談の実施日や申込方法について市政だよりやホームページで紹介した。加えて市税事務所や保健福祉センターの窓口で、ポスターの掲示等を行った。	a		多重債務者特別相談の実施日や申込方法について市政だよりやホームページで紹介した。加えて市税事務所や保健福祉センターの窓口で、ポスターの掲示等を行う。
105	消費生活センター	様々な年齢層が参加することができるよう消費者教育に関する講座を開催します。 主な関係先:— 対象年齢期:小学生期~成人期	パナソニック㈱の協力の下、消費生活に関する講座のメニューを追加した。 ○巡回講座実施回数、受講者数 ・ホームページや啓発等において周知し、巡回講座等を実施した。(78回、1,832人) ・例年多くの人数が参加する事業者向けの講座について、新型コロナの影響で実施できなかったことから、参加人数が大幅に減少した。	消費者被害の防止に関する講座について、より幅広い分野に対応するためにメニューを追加して実施する。	○巡回講座実施回数、受講者数 ・ホームページや啓発、暮らしの情報いずみで周知し、パナソニック㈱及び当センター消費生活相談員の巡回講座を実施した。(40回、572人) コロナ禍の中、講座の中止が相次いだため、講座実施回数(受講者数)が大幅に減少した。	★		消費者教育に関する講座を実施する。
106	消費生活センター	消費生活センター資料情報コーナーの資料・掲示物・配架物等を充実させ、消費生活センター利用者を増進させます。 主な関係先:— 対象年齢期:全世代	年度後半の新型コロナ感染拡大のため、図書の貸し出し及び諸室の貸し出しともに利用者数が伸びなかった。 ○利用者数 ・図書の貸出を実施した(利用者13人) ・ちばし消費者応援団等、消費者教育に関する活動のため、諸室の貸出を行った。 a 消費者活動コーナー(375人) b 研修講義室(280人) c 実験実習室(533人)計1,188人	新型コロナ感染拡大防止のための非常事態宣言が解除され次第、図書及び諸室の貸し出しを再開する。 消費生活センター資料情報コーナーの資料・掲示物・配架物等を充実させ、また、ちばし消費者応援団の周知と会員増により、消費生活センター利用者を増進させる。	新型コロナ感染拡大のため、図書の貸し出し、諸室の貸し出しともに利用者数は感染拡大以前よりは引き続き低迷した。 ○利用者数 ・図書の貸出を実施した(利用者10人) ・ちばし消費者応援団等、消費者教育に関する活動のため、諸室の貸出を行った。 a 消費者活動コーナー(29人) b 研修講義室(343人) c 実験実習室(168人)計540人	★		資料情報コーナーの充実とちばし消費者応援団の会員の増加を図り、消費生活センターの利用を促進させる。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類5)消費生活の様々な分野における教育の促進

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類5)消費生活の様々な分野における教育の促進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
107	環境衛生課	市民が家庭用品を安全に正しく使用できるよう、啓発を行います。 主な関係先：一 対象年齢期：全世代	市民が家庭用品を安全に正しく使用できるよう、ホームページ等により啓発を行った。	市民が家庭用品を安全に正しく使用できるよう、ホームページ等により啓発を行う。	市民が家庭用品を安全に正しく使用できるよう、ホームページ等により啓発を行った。	a	ホームページ掲載内容を随時見直していく必要がある。	市民が家庭用品を安全に正しく使用できるよう、ホームページ等により啓発を行う。
108	子ども企画課	実行委員会事務局として、事業者やボランティアと連携し、子どもが仕事や買い物などの疑似体験をして社会へ参加することなどを学ぶ「こどものまちCBT」を開催します。 主な関係先：事業者、ボランティア 対象年齢期：小学生期～高校生期	○参加者数(1,067人) 開催日(8月23、24、25日)	事業者やボランティアと連携して「こどものまちCBT」をきぼーで開催する。 (9月12、13日開催予定)	○参加者数(14人) 開催日(10月25日)  ・新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインにて代替イベントを開催した。	★		事業者やボランティアと連携して「こどものまちCBT」をきぼーで開催する。 (9月11、12日開催予定)
109	雇用推進課	大学や地元商店・商業施設、企業等と連携し、起業体験などの実体験を通して経済の仕組みを学ぶ「ちばっ子商人育成スクール」(キッズ・アントレプレナーシップ教育の推進)を実施します。 主な関係先：大学、事業者 対象年齢期：小学生期、中学生期、高校生期	○「ちばっ子商人育成スクール」事業者数、受講者数 ・事業数(4事業) ・受講者数(1,018人)	引き続き「ちばっ子商人育成スクール」(キッズ・アントレプレナーシップ教育の推進)を実施しながら、企業・大学等と連携した事業の拡大を検討していく。	○「ちばっ子商人育成スクール」事業者数、受講者数 ・事業数(2事業) ・受講者数(39人) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「夏休みおしごと感動体験ワクワクデー」を中止。  ・キッズ・アントレプレナーシップ教育の推進を目的とする産学官連携のコンソーシアム設立を関係者と協議	★		引き続き「ちばっ子商人育成スクール」(キッズ・アントレプレナーシップ教育の推進)を実施しながら、産学官で構成されるコンソーシアムを設立し、事業の拡大を検討していく。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類5)消費生活の様々な分野における教育の促進

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類5)消費生活の様々な分野における教育の促進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
110	住宅政策課	マンションの適正管理の必要性等を啓発するため、マンションの管理組合役員や区分所有者などを対象として、セミナーを開催します。 主な関係先：－ 対象年齢期：成人期	○マンションセミナー ・実施回数(2回) ・受講者数(71人)	マンションの管理組合役員や区分所有者などを対象として、セミナーを開催する。	○マンションセミナー ・実施回数(2回) ・受講者数(67人)	b	マンションの管理組合役員や区分所有者が抱える課題や悩みの改善を通して、マンションの適正化に向けたセミナーのテーマの設定が必要である。	マンションの管理組合役員や区分所有者などを対象として、セミナーを開催する。
111	建築指導課	地震による住宅の倒壊等の被害から市民を守るため、耐震診断・耐震改修の重要性や助成制度を学ぶ出前講座を開催します。 主な関係先：－ 対象年齢期：成人期	○耐震診断・耐震改修出前講座 ・実施回数(1回) ・受講者数(45人)	耐震診断・耐震改修の重要性や助成制度を学ぶ出前講座を開催する。	○耐震診断・耐震改修出前講座 ・実施回数(1回) ・受講者数(25人)  【評価の理由】 ・新型コロナウイルスの影響により、耐震改修説明会を全て中止したため。	★	新型コロナウイルスの影響により、出前講座や説明会が開けない場合、HP等を活用しながら、助成について案内をしているが、高齢者を相手にすることが多い為、インターネット環境が整っていない人への対応策を検討する必要がある。	耐震診断・耐震改修の重要性や助成制度を学ぶ出前講座を開催する。  インターネット環境が整っていない方にも助成制度が周知できるような方法を検討する。
112	生涯学習振興課	公民館において様々な年齢層が参加することができるよう、消費生活に関連する講座を開催します。 主な関係先：公民館、事業者、環境NPO 対象年齢期：全世代	○実施回数、受講者数(消費生活関連講座) ・実施回数(11回) ・受講者数(426人)	各公民館等において、それぞれの地域の実情や学習ニーズを踏まえ、引き続き学習機会の提供に努める。	○実施回数、受講者数(消費生活関連講座) ・実施回数(1回) ・受講者数(16人) 新型コロナウイルスの影響により、事業の中止等が相次いだため。	★	各公民館等において、それぞれの地域の実情や学習ニーズを踏まえ、引き続き学習機会の提供に努める。	各公民館等において、それぞれの地域の実情や学習ニーズを踏まえ、引き続き学習機会の提供に努める。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類6)消費者教育を促進するための取り組み

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類6)消費者教育を促進するための取り組み

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
113	消費生活センター	消費者教育担当課やちばし消費者応援団等と連携し、消費者教育に関する啓発等を行います。 主な関係先:庁内関係課、ちばし消費者応援団 対象年齢期:全世代	様々な団体と連携し、消費生活センターの機能周知や千葉市の消費者教育に関する取組の紹介等を含めた啓発を実施した。(17回) 【内訳】 ・消費者月間特別展示(5月) ・パラスポーツ応援イベント「Go! Together! ~みんな一緒に共生する未来~」へのブース出展(5月) ・青少年の日フェスタにおける啓発(9月) ・エコメッセ2019inちばへのブース出展(10月) ・千葉市民活動フェスタにおける啓発(11月) ・そごう千葉店及び区役所における消費者教育ポスターの展示(11月~1月、5回) ・成人式での資料配布(1月) ・庁内関係課主催の講座等での啓発(新規採用職員研修(2回)、介護保険事業者への説明会での周知(2回)、計4回)(障害福祉サービス事業者へは資料配布のみ)	消費者教育担当課やちばし消費者応援団等と連携し、消費者教育について効果的に啓発等を行う。	様々な団体と連携し、消費生活センターの機能周知や千葉市の消費者教育に関する取組の紹介等を含めた啓発を実施した。(7回) 新型コロナウイルス感染拡大のため、多くのイベントが中止になった。 【内訳】 ・そごう千葉店、区役所2カ所(緑区・稲毛区)及び消費生活センター1フロアにおける消費者教育ポスターの展示を実施(11月~1月、4回) ・千葉市民活動フェスタにおける啓発(11月) ・庁内関係課主催の講座等での啓発(新規採用職員研修(2回)、介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者へは資料配布のみ)	★		消費者教育担当課やちばし消費者応援団等と連携し、消費者教育について効果的に啓発等を行う。
114	消費生活センター	消費者教育を推進するため、個人を対象にちばし消費者応援団を募り、消費者教育の実践を支援します。 主な関係先:一 対象年齢期:成人期	各種講座や啓発イベント等において、消費者応援団を紹介し、登録を促した。 ○個人会員登録数(96人)	市が主催、後援又は共催するイベントや講座等で制度の周知を図り、ちばし消費者応援団個人会員数の増を図る。	各種講座や啓発イベント等において、ちばし消費者応援団を紹介し、登録を促したが、会員数が若干減少した。 ○個人会員登録数(91人)	b		市が主催等を行うイベントや講座等で制度の周知を図り、個人会員数の増加を図る。
115	消費生活センター	市が主催又は後援・共催する消費者教育に関連するイベントや啓発資料等の情報を一元化し、市民に情報提供します。 主な関係先:庁内関係課、消費者教育に関する活動を行っている団体及び事業者 対象年齢期:全世代	消費者教育に関連する講座やイベントの情報をホームページや暮らしの情報いずみに掲載し、情報提供を行った。 庁内関係課が行っている取り組みについて、消費者月間特別展示(パネル展)や、各種イベント等において適宜紹介した。	消費者教育に関連する講座やイベント情報を収集し、ホームページ等で情報提供する。	消費者教育に関連する講座やイベント等の情報をホームページや暮らしの情報いずみに掲載し、情報提供を行った。 庁内関係課が行っている取り組みについて、消費者教育ポスターの巡回展示(千葉そごう)において紹介した。	a		消費者教育に関連する講座やイベント情報を収集し、ホームページや消費者月間特別展示(パネル展)、消費者教育ポスターの巡回展示等で情報提供する。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類6)消費者教育を促進するための取り組み

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育  
 (分類6)消費者教育を促進するための取り組み

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
116	消費生活センター	様々な講座・講演会等でアンケートを実施し、消費者の要望に応じた講座等を実施します。 主な関係先：－ 対象年齢期：小学生期～成人期	講座において実施したアンケートの結果を参考に、巡回講座の内容に反映させるとともに、消費生活講座や消費生活月間記念講演会のテーマ選定を行った。	くらしの巡回講座や消費生活講座でアンケートを実施し、その結果を講座の内容に反映させる。	講座において実施したアンケートの結果を基に、各種講座内容に反映させた。(主に高齢者向けの講座や消費生活講座に活用)	a		くらしの巡回講座や消費生活講座でアンケートを実施し、その結果を講座の内容に反映させる。
117	消費生活センター	学ぶ時間をとることが困難な成人期の市民等に対し、消費者教育を受ける機会を提供します。 主な関係先：－ 対象年齢期：成人期	託児付きの講座を企画し、実施した。 ○託児付き講座の実施回数(1回)	成人期の市民等が参加できるよう、ボランティアと連携し、託児付きの講座を実施する。	託児付きの講座を企画したが、緊急事態宣言中だったため実施できなかった。 ○託児付き講座の実施回数(0回)	★	託児ボランティアを確保する必要がある。	成人期の市民等が参加できるよう、ボランティアと連携し、託児付きの講座を実施する。
118	教育改革推進課	消費者教育の推進のため、教員や学校に対し、情報提供や研修を行います。 主な関係先：学校 対象年齢期：小学生期～成人期(特に若者)	○職場体験学習実施校数及び生徒数 ・実施校(55校) ・実施生徒数(7,593人)  ○教員向け研修の実施回数及び参加者数 ・実施場所：千葉市消費生活センター ・実施回数：1回(夏休み) ・実施人数：36人	研究推進校を小・中・高校・特別支援学校から2校指定し、新学習指導要領に基づく消費者教育を進める。	○職場体験学習実施校数及び生徒数 ・実施校(7校) ・実施生徒数(890人) ※新型コロナの影響による活動制限で実施出来た学校は少ない。  ○教員向け研修の実施回数及び参加者数 ・令和2年度、専門研修(中学校社会科)で消費者教育についての単元開発について触れる予定であったが、新型コロナの影響で研修は中止となった。	★	学区周辺の職場体験の受入れ先(事業所)を確保する必要がある。	研究推進校を小・中・高校・特別支援学校から2校指定し、新学習指導要領に基づく消費者教育を進める。
	消費者教育に関する指導用資料等の紹介及び周知を図る。  消費生活センターの利用についての情報提供を行う。  消費者教育コーディネーターの更なる周知を進め、活用を促す。			新学習指導要領に基づいて、消費者教育の内容を幅広く教職員に広める研修機会の増加を検討する。  授業で使用できる消費者教育に関する資料の具体的な活用例等の紹介をする。				消費者教育に関する指導用資料等の紹介及び周知を図る。
	教育センター					★	消費者教育を学校現場で進める際のポイントについて助言を行う必要がある。	新学習指導要領に基づいて、消費者教育の内容を幅広く教職員に広める研修機会の増加を検討する。消費者教育に係る研修等において、学校での啓発冊子等の活用状況を確認する。授業で使用できる消費者教育に関する資料の具体的な活用例等の紹介をする。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題3 事業者及び事業所への教育  
 (分類1)事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題3 事業者及び事業所への教育  
 (分類1)事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
119	消費生活センター	消費者トラブルの防止のため、事業者に対し、法令遵守や自主規制等に係る消費者志向的な経営に関する研修を実施します。 主な関係先：－ 対象年齢期：成人期	・相談業務の中で、個別の事業者に対し、関係法令の趣旨等の周知を行うとともに、事業者に対し、事業者訪問において法令・条例に関する説明を実施した。 ・消費者志向的な経営に関する研修については、事業者団体からの申し出がなかったため実施しなかった。 ○実施回数、受講者数(0)	相談業務の中で、個別の事業者に対し、関係法令の趣旨等の周知を行うとともに、事業者に対し、事業者訪問において法令・条例に関する説明を実施する。また、事業者・事業者団体の依頼に応じて巡回講座を実施する。	・相談業務の中で、個別の事業者に対し、関係法令の趣旨等の周知を行うとともに、事業者に対し、事業者訪問において法令・条例に関する説明を実施した。 ・消費者志向的な経営に関する研修については、事業者団体からの申し出がなかったため実施していない。 ○実施回数、受講者数(0)	－		相談業務の中で、個別の事業者に対し、関係法令の趣旨等の周知を行うとともに、事業者に対し、事業者訪問において法令・条例に関する説明を実施する。また、事業者・事業者団体の依頼に応じて巡回講座を実施する。
120	消費生活センター	消費者トラブル防止のため、事業者に対し、消費生活に関連のある法令や条例の周知啓発及び消費者志向的な経営に関する意見交換を行います。 主な関係先：－ 対象年齢期：成人期	事業者に対し、事業者訪問において消費生活に関連のある法令や条例の周知啓発及び消費者志向的な経営に関する意見交換を行った。 ○事業者数(36件)	事業者に対し、事業者訪問において消費生活に関連のある法令や条例の周知啓発及び消費者志向的な経営に関する意見交換を行う。	事業者に対し、事業者訪問において消費生活に関連のある法令や条例の周知啓発及び消費者志向的な経営に関する意見交換を行った。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、来所事業者数は減少した。 ○事業者数(13件)	★		事業者に対し、事業者訪問において消費生活に関連のある法令や条例の周知啓発及び消費者志向的な経営に関する意見交換を行う。
121	廃棄物対策課	事業者のごみの減量やリサイクルに関する意識の高揚を図るため、事業所ごみ通信「リサイクルリーチば」を発行し、啓発を行います。	○配布部数 ー (事業見直しのため未実施)	事業廃止	○配布部数 ー (事業廃止)	－		事業廃止
122	廃棄物対策課	事業者のごみの減量やリサイクルに関する意識の高揚を図るため、講演会を開催し、啓発を行います。	○実施回数、参加者数 ー (事業見直しのため未実施)	効果的な講習会の実施について検討する	○実施回数、参加者数 ー (事業見直しのため未実施)	－		事業見直し

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題3 事業者及び事業所への教育  
 (分類2)職域における消費者教育の促進

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題3 事業者及び事業所への教育  
 (分類2)職域における消費者教育の促進

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
123	人材育成課	千葉市の新規採用職員に対して、職員の消費者被害防止のための教育を実施します。	市役所新規採用職員対象研修 ○実施回数、受講者数 ・実施回数(2回) ・受講者(194人)／受講対象者(194人)	千葉市の新規採用職員に対して、職員の消費者被害防止のための啓発講座を実施する。	市役所新規採用職員対象研修 ○実施回数、受講者数 ・実施回数(2回) ・受講者(234人)／受講対象者(238人)	b	新規採用職員に対し、職員の消費者被害防止のための教育を継続して実施し、理解を深めてもらう必要がある。	千葉市の新規採用職員に対して、職員の消費者被害防止のための啓発講座を実施する。
	消費生活センター	主な関係先：一対象年齢期：成人期(特に若者)	人材育成課の実施する新規採用職員研修の一つとして消費者教育をテーマとした講座を実施した。 ○講座実施回数、受講者数 ・実施回数(2回) ・受講者数(215人) ※外郭団体の職員21人を含む。	千葉市の新規採用職員に対して行う消費者被害防止のため、講師を派遣し「消費者教育の推進」に関する講座を実施する。	人材育成課の実施する新規採用職員研修の一つとして消費者教育をテーマとした講座を実施した。 ○講座実施回数、受講者数 ・実施回数(2回) ・受講者数(241人) ※外郭団体の職員7人を含む。	a		千葉市の新規採用職員に対して、消費者被害防止のため「消費者教育の推進」に関する講座を講師を派遣し実施する。
124	消費生活センター	事業者・事業者団体と連携し、新入社員等に対し消費者トラブル防止のための講座を実施します。 主な関係先：事業者、事業者団体 対象年齢期：成人期	○実施回数、受講者数(2回、53人)	新入社員研修での講座を、企業等と連携して実施する。	1社より依頼があり、実施を予定していたが、緊急事態宣言中のため中止した。 ○実施回数、受講者数(0回)	★		新入社員研修での講座を、企業等と連携して実施する。
125	消費生活センター	消費者教育担当課が連携した取り組みを行えるよう、職員に対して消費者教育に関する研修を実施します。 主な関係先：庁内関係課 対象年齢期：成人期	研修は実施せず ○実施回数、受講者数(0) ・職員向けに特化した研修は実施しなかったが、市民向け講演会を視察した市民自治推進課職員を通じて(連携)、町内自治会長向けの消費者教育に関する講座に講師を派遣した。 ・庁内関係課に情報紙「暮らしの情報いずみ」を送付するなど、消費生活に関する情報提供を適宜実施した。	消費者教育に関する情報提供を行い、庁内における連携強化を図る。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修は実施せず。 ○実施回数、受講者数(0) ・庁内関係課に情報紙「暮らしの情報いずみ」を送付するなど、消費生活に関する情報提供を適宜実施した。	★		消費者教育に関する情報提供を行い、庁内における連携強化を図る。



### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題4 担い手の育成・支援  
 (分類1)関係機関との連携

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題4 担い手の育成・支援  
 (分類1)関係機関との連携

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
126	消費生活センター	消費者教育ワーキンググループ等を通して教育委員会と連携し、学校における消費者教育の推進を図ります。 主な関係先:教育委員会、学校 対象年齢期:小学生期、中学生期、成人期	消費者教育ワーキンググループを開催し、学校に関する消費者教育の推進について検討を行った。(1回) 【連携事業】 ・消費者教育研究推進校事業(2校) ・消費者教育ポスター事業 ・夏休み小学生向け講座 ・適応指導教室での消費者教育 ・教員向け研修(教育センター主催)講師派遣	消費者教育ワーキンググループと連携し、学校における消費者教育を推進するため、様々な取り組みを実施する。	消費者教育ワーキンググループを開催し、学校における消費者教育の推進について検討を行った。(1回) 【連携事業】 ・消費者教育研究推進校事業(2校) ・消費者教育ポスター事業 ・ライトポート(適応指導教室)での消費者教育(6か所・延べ15回) 新型コロナウイルスの影響により、小学生向け夏休み講座は中止した。また、予定していた消費者教育研究推進校や適応指導教室での授業が中止になったほか、教員向け研修での消費者教育が実施できなかった。	★		消費者教育ワーキンググループと連携し、学校における消費者教育を推進するため、様々な取り組みを実施する。
127	環境保全課	市民、事業者、学識経験者等から構成されるちばし温暖化対策フォーラムを運営し、市民や事業者に対する啓発活動を行います。 主な関係先:市民、事業者、学識経験者、学校関係者、環境NPO、地球温暖化防止活動推進員、千葉県地球温暖化防止活動推進センター 対象年齢期:全世代	○実施回数、参加者数 (4回、685人)	ちばし温暖化対策フォーラムによる啓発活動を行う。	新型コロナウイルスにより、イベント開催回数が減少したため。 ○実施回数、参加者数 (1回、53人)	★		ちばし温暖化対策フォーラムによる啓発活動を行う。
128	生涯学習振興課	国際理解教育に係る取り組みを行う千葉ユネスコ協会が実施する社会教育活動を支援します。 主な関係先:千葉ユネスコ協会 対象年齢期:全世代	千葉ユネスコ協会が実施する社会教育活動を支援した。 (千葉市社会教育関係団体事業補助金の交付)	国際理解教育に係る取り組みを行う千葉ユネスコ協会が実施する社会教育活動を支援する。 (千葉市社会教育関係団体事業補助金の交付)	千葉ユネスコ協会が実施する社会教育活動を支援した。 (千葉市社会教育関係団体事業補助金の交付)	a		国際理解教育に係る取り組みを行う千葉ユネスコ協会が実施する社会教育活動を支援する。 (千葉市社会教育関係団体事業補助金の交付)

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題4 担い手の育成・支援  
 (分類2)地域団体や事業者等の消費者教育活動支援

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題4 担い手の育成・支援  
 (分類2)地域団体や事業者等の消費者教育活動支援

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
129	市民自治推進課	千葉市民活動支援センターを通じて、ボランティア活動やNPO活動に関する情報提供、活動場所の提供や活動に関する相談などを行います。 主な関係先: ボランティア団体、NPO団体 対象年齢期: 中学生期～成人期	○諸室の利用件数、利用者数 ・会議室利用件数 728件 ・談話室利用件数 729件(計1,457件) ・(消費者保護に関する)登録団体数(10団体)  ○施設利用者数(15,979人)	千葉市民活動支援センターを通じて、ボランティア活動やNPO活動に関する情報提供、活動場所の提供や活動に関する相談などを行う。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設の休館を行ったほか、開館時間の短縮や諸室の利用制限を行った。  ○諸室の利用件数、利用者数 ・会議室利用件数 446件 ・談話室利用件数 383件(計829件) ・(消費者保護に関する)登録団体数(9団体) ○利用者数(7,166人) (オンライン講座受講者226人含む)	★	新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数の回復を図る方法を検討する必要がある。	千葉市民活動支援センターを通じて、ボランティア活動やNPO活動に関する情報提供、活動場所の提供や活動に関する相談などを行う。
130	消費生活センター	消費者教育に関する活動を行う地域団体や事業者等を「ちばし消費者応援団」として登録し、その活動を支援することで、消費者教育を推進します。 主な関係先: 地域団体、事業者 対象年齢期: 全世代	庁内関係課が主催する事業者説明会等の機会を活用し、団体会員の周知を実施した。 ○団体会員数(102団体)	ちばし消費者応援団の制度を周知し、消費者教育に関する活動を行う地域団体や事業者等の登録を促す。	暮らしの情報いずみ等を通じて、ちばし消費者応援団の活動内容を紹介し、団体会員の登録を促した。  ○団体会員数(97団体)	b		ちばし消費者応援団の制度を周知し、消費者教育に関する活動を行う地域団体や事業者等の登録を促す。
131	消費生活センター	千葉市民活動支援センターと連携し、消費者団体の活動促進を図ります。 主な関係先: 千葉市民活動支援センター 対象年齢期: 全世代	千葉市民活動フェスタにて展示を行い、消費生活センターの事業について周知を行った。	消費生活センターの事業内容を消費者団体等に周知するため、千葉市民活動支援センター主催のイベント等へ参加する。	千葉市民活動フェスタにて展示を行い、消費生活センターの事業について周知を行った。	a		消費生活センターの事業内容を消費者団体等に周知するため、千葉市民活動支援センター主催のイベント等へ参加する。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題4 担い手の育成・支援  
 (分類2)地域団体や事業者等の消費者教育活動支援

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題4 担い手の育成・支援  
 (分類2)地域団体や事業者等の消費者教育活動支援

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
132	消費生活センター	ちばし消費者応援団の活動を支援するため、登録者に対し消費生活センター内の諸室の貸し出し、ポスター掲示や資料の配架等を行います。 主な関係先：一 対象年齢期：成人期	ちばし消費者応援団登録者の依頼に基づき、主催するイベント等についてポスターの掲示や暮らしの情報いずみで紹介を行ったほか、活動場所として諸室の貸出を実施した。(年度後半において、新型コロナの感染拡大に伴い、キャンセルが多数発生した。)  ○貸出回数(53回)	ちばし消費者応援団登録者に対し消費生活センター内の諸室の貸し出し、ポスター掲示や資料の配架等を行う。	ちばし消費者応援団登録者のポスター掲示や資料の配架等を行ったほか、活動場所として諸室の貸出しを実施した。 (新型コロナの感染拡大に伴い、諸室の利用回数は低迷した。)  ○貸出回数(33回)	★		ちばし消費者応援団登録者に対し、消費生活センター内の諸室の貸し出し、ポスター掲示や資料の配架等を行う。
133	地域福祉課	市及び各区のボランティアセンターにおいて、ボランティア活動を支援するための情報提供や講座の開催、活動施設及び書籍の貸出を行います。 主な関係先：ボランティア団体 対象年齢期：小学生期～成人期	○講座開催日数、受講者数 ボランティア活動支援講座 講座開催日数(60日) 受講者数(693人)  市民向け講座46講座のうち、8講座を新型コロナの影響によりやむを得ず中止していることから、開催日数・受講者数ともに前年度を下回ったものである。	市及び各区ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動を支援するための情報提供や講座の開催、活動施設及び書籍の貸出を行う。	○講座開催日数、受講者数 ボランティア活動支援講座 講座開催日数(40日) 受講者数(408人)  市民向け講座46講座のうち、18講座を新型コロナの影響によりやむを得ず中止していることから、開催日数・受講者数ともに前年度を下回ったものである。	★		市ボランティアセンター及び各区ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動を支援するための情報提供や講座の開催、活動施設及び書籍の貸出を行う。
134	環境保全課	大草谷津田いきものの里等で自然保護活動を行っているボランティア団体の講習会や普及啓発などの活動を支援します。 主な関係先：ボランティア団体 対象年齢期：高校生期、成人期	市主催のスキルアップ講座については新型コロナ対応のため中止とした。また、ボランティア団体主催のイベントの後援を行った。 ・講座開催回数(企画1回中止1回) ・後援イベント(2回)	大草谷津田いきものの里等で自然保護活動を行っているボランティア団体の講習会や普及啓発などの活動を支援するとともに、団体と連携し体験教室を実施する等団体の活性化を図る。	ボランティアを対象としたスキルアップ講座を開催した他、ボランティア活動の活性化を目的としてボランティア団体と連携して谷津田の自然体験教室を開催した。 ・スキルアップ講座(1回) ・ボランティア団体と連携した谷津田の自然体験教室(4回実施、中止4回) ※自然体験教室は全8回のうち新型コロナウイルス感染症対策のため4回が中止となった。	★		大草谷津田いきものの里等で自然保護活動を行っているボランティア団体の普及啓発などの活動を支援するとともに、団体と連携し谷津田の体験教室を実施する等市民のボランティア団体への参加を促進する取り組みを行う。

### 第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和2年度事業実績及び令和3年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題4 担い手の育成・支援  
 (分類2)地域団体や事業者等の消費者教育活動支援

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題4 担い手の育成・支援  
 (分類2)地域団体や事業者等の消費者教育活動支援

番号	所管課	施策の内容	指標及び令和元年度実績	令和2年度実施予定	令和2年度事業実績	評価	今後の課題	令和3年度実施予定
135	廃棄物対策課	ごみ減量のための「ちばルール」の普及、定着に向け、「ちばルール」協定店の取り組みの周知を図ります。 主な関係先:事業者 対象年齢期:全世代	○ちばルール行動協定店件数 ・事業者数(49事業者) ・店舗数(155店舗)	「ちばルール」行動協定店の拡充に向け、行動協定店の積極的なPRを行うとともに、募集活動を行う。	○ちばルール行動協定店件数 ・事業者数(49事業者) ・店舗数(154店舗)	b		「ちばルール」行動協定店の拡充に向け、行動協定店の積極的なPRを行うとともに、募集活動を行う。
136	収集業務課	古紙・布類を回収する集団回収団体の支援を通じて、ごみ減量・再資源化活動を推進し、あわせてごみに対する市民の関心を高め、資源の有効利用に対する意識の向上を図ります。 主な関係先:集団回収団体 対象年齢期:全世代	○古紙・布類回収量 10,068t	集団回収団体への補助金交付や保管庫等の設置などに対する支援を引き続き行う。	○古紙・布類回収量 8,983t	b	参加活動団体数、回収量ともに増加させる必要がある。	集団回収団体への補助金交付や保管庫等の設置などに対する支援を引き続き行うとともに、新規登録団体の増加を図るために新規結成自治会などへの案内文送付を行う。
137	生涯学習振興課	ちば生涯学習ボランティアセンター(生涯学習センター内)において、ボランティアに関する情報提供や研修等を行い、消費者教育に関連する分野で活動するボランティア団体等を支援します。 主な関係先:ボランティア団体 対象年齢期:高校生期、成人期	ちば生涯学習ボランティアセンター(生涯学習センター内)において、ボランティアに関する情報提供や研修等を行った。 ちば生涯学習ボランティアセンター登録者研修 ボランティア先生紹介ミニ講座として、相続や成年後見等をテーマとした講座「超幸齢人生終活10のテーマ」を実施した。	ちば生涯学習ボランティアセンター(生涯学習センター内)において、ボランティアに関する情報提供や研修等を行う。	ちば生涯学習ボランティアセンター(生涯学習センター内)において、ボランティアに関する情報提供や研修等を行った。 ちば生涯学習ボランティアセンター登録者研修 ボランティア先生紹介ミニ講座として、相続や生前贈与をテーマとした「相続セミナー」を実施した。	b	コロナ禍で、活動機会が減少したボランティア団体への活動支援策を検討する必要がある。	ちば生涯学習ボランティアセンター(生涯学習センター内)において、ボランティアに関する情報提供や研修等を行う。

数値目標

個別施策	項目名	単位	令和2年度 (上段:目標値) 下段:実績値
11	完了検査率	%	(100) 78.9

指標

個別施策	項目名	単位	令和2年度 実績値
1	食品に関する相談情報連絡票の送付件数	件	1
3	食品営業施設等の監視件数	件	1,297
4	地方卸売市場における食品衛生施設等の監視件数	件	3,832
5	食鳥処理場の監視指導実績	件	15
6	食品検査実績	検体	214
6	食中毒・食品苦情検査実績	検体	828
11	完了検査率	%	78.9
12	消費生活用製品安全法に基づく立入検査件数	件	6
12	電気用品安全法に基づく立入検査件数	件	6
14	家庭用品検査実績	検体	—

指標

個別施策	項目名	単位	令和2年度 実績値
17	家庭用品品質表示法に基づく立入検査件数	件	6
18	条例に規定する基準の順守状況に関する調査店舗数	件	6
20	はかりの定期検査個数	個	2,969
21	商品量目立入検査件数	件	0

指標

個別施策	項目名	単位	令和2年度 実績値
28	多重債務者特別相談の件数	件	24
29	出張相談の件数	件	—
30	インターネット相談の件数	件	13
33	国民生活センター等への研修参加回数	回	18
33	所内研修会の実施回数	回	2
34	若年者に対する特別相談の実施回数	回	2

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
課題1 消費者被害防止のための教育

指標

個別施策	項目名	単位	令和2年度 実績値
40	教育現場における講座の実施回数・受講者数	回(人)	18(181)
42	警察や区役所等と連携した講演会の実施回数・受講者数	回(人)	3(73)
43	悪質商法とその対処法に関する講座の実施回数・受講者数	回(人)	13(445)
44	くらしの巡回講座の実施回数・受講者数	回(人)	40(572)
46	認知症サポーター養成講座の実施回数・受講者数	回(人)	66(2,772)
47	高齢者を対象とした消費者被害の防止に関する講座の実施回数・受講者数	回(人)	37(487)
48	公民館等における消費者被害の防止に関する講座の実施回数・受講者数	回(人)	3(73)
50	ちばし安全・安心メールの送付人数及び件数	人(件)	54,091(663)
50	ホームページを活用した架空請求などに関する情報提供の回数	回	2
53	防犯アドバイザーの派遣回数	回	0
54	「防犯への協力に関する覚書」の締結事業者数	社	58
54	市及び覚書締結事業者と協同した啓発活動の実施回数	回	0
55	消費者被害注意報送付回数	回	7
56	高齢者の見守り活動を実施する町内自治会等に対する活動の初期費用の助成件数	回	1



基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育

数値目標

個別施策	項目名	単位	令和2年度 (上段:目標値) 下段:実績値
69	市民農園・農業体験農園数	箇所	(44) 36
109	「ちばっ子商人育成スクール」受講者数	人	(560) 39

指標

個別施策	項目名	単位	令和2年度 実績値
59	年代別講座受講者数【離乳食教室】	人	439
59	年代別講座受講者数【食の実践教室】	人	193
59	年代別講座受講者数【介護予防教室(食事セミナー)】	人	272
60	食生活改善推進員(ヘルスマイト)養成講座の実施回数・受講者数	回(人)	1コース全6回(延べ234人)
61	健康づくり応援店件数	店	172
63	食の安全に関する講演会の実施回数、参加者数	回(人)	0(0)
65	食育だより等配布先件数【保育所】	箇所	55
65	食育だより等配布先件数【認定こども園】	箇所	2
65	食育だより等配布先件数【学校】	校	168

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
課題2 自立した消費者になるための教育

指標

個別施策	項目名	単位	令和2年度 実績値
67	地産地消に関する市民の理解を深めるためのキャンペーン実施回数	回	6
68	小学校における生産者による出張授業の実施校数	校	0
69	市民農園数・参加者数	箇所(人)	32(1,509)
69	体験農園数・区画数	箇所(区画)	4(298)
69	観光農園数・参加者数	箇所(人)	27(48,258)
70	農山村留学実施校数、参加児童数	校(人)	108(8,084)
72	インターネットに関連する消費者トラブルとその対処法等に関する講座の実施回数・受講者数	回(人)	1(31)
73	シルバー人材センターにおけるパソコンの活用に関する講座の実施回数・受講者数	回(人)	363(422)
74	いきいきプラザ・センターにおける高齢者を対象としたパソコンの利用に関する講座の実施回数・受講者数	回(人)	48(446)
75	情報モラルカリキュラム等の配信開催校数	校	166
76	小・中・特別支援学校の関係する教員に対する研修の実施回数・受講者数	回(人)	2(332)
77	エコライフカレンダーの配布部数	部	25,000
78	ホームページを活用した環境に関する啓発(ホームページ更新回数)	回	50
79	自然観察会の実施回数・受講者数	回(人)	3(45)
81	環境学習モデル校指定数	校	12

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
課題2 自立した消費者になるための教育

指標

個別施策	項目名	単位	令和2年度 実績値
82	環境問題関連の講演会の実施回数、参加者数	回(人)	4(60)
83	焼却ごみ削減のための大学生ボランティアグループと連携した啓発活動の実施回数	回	1
84	エコレシピ料理の普及啓発活動の実施回数、受講者数	回(人)	0
85	GO!GO!へらそうくん 発行回数、部数	回(部)	1
86	生ごみ資源アドバイザー登録者数	人	43
87	学習会等への生ごみ資源アドバイザー派遣回数、受講者数	回(人)	2(48)
88	生ごみ減量処理機の購入費の助成件数	件	326
88	生ごみ肥料化容器の購入費の助成件数	件	210
89	「へらそうくんルーム」「ごみ分別スクール」の実施数【保育所】	箇所	0
89	「へらそうくんルーム」「ごみ分別スクール」の実施数【幼稚園】	箇所	0
89	「へらそうくんルーム」「ごみ分別スクール」の実施数【小学校】	箇所	0
90	使用済み小型家電の回収ボックス設置箇所	箇所	26
91	廃食油の回収拠点からの回収団体数	団体	43
92	施設見学の実施回数、参加者数	回(人)	0(0)
93	地球温暖化に対する緑化の取組み(緑のカーテン)種配布数、苗配布数	袋(苗)	2,400(137)

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育

指標

個別施策	項目名	単位	令和2年度 実績値
94	飼育に関する環境教育の実施回数	回	0
95	国際交流等を行う団体への助成件数	団体	7
96	姉妹都市との青少年交流の参加者数	人	0
97	外国人講師配置数	人	小学校(38人) 中学・高校(19人)
98	海外の姉妹校・交流校などとの国際交流活動の実施校数	校	1
99	外国人児童指導教室設置校数、協力員数	校(人)	2(13)
100	留学生受入及び海外での語学研修派遣数【ノースバンクーバー市】	人	0
100	留学生受入及び海外での語学研修派遣数【ヒューストン市】	人	0
100	留学生受入及び海外での語学研修派遣数【ザウッドランズ市】	人	0
100	留学生受入及び海外での語学研修派遣数【オーストラリア】	人	0
101	退職後のライフプランに関する講座の実施回数、受講率	回(%)	0
102	市民法律講座の実施回数、受講者数	回(人)	1
103	暮らしの情報いずみの発行回数、配布先件数	回(箇所)	6(671)
105	巡回講座実施回数、受講者数	回(人)	40(572)
106	消費生活センター資料情報コーナー利用者数	人	10

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
 課題2 自立した消費者になるための教育

指標

個別施策	項目名	単位	令和2年度 実績値
108	「こどものまちCBT」参加者数	人	14
109	「ちばっ子商人育成スクール」事業数、受講者数	事業(人)	2(39)
110	マンション適正管理セミナーの実施回数、受講者数	回(人)	2(67)
111	耐震診断・耐震改修出前講座の実施回数、受講者数	回(人)	1(25)
112	消費生活関連講座の実施回数、受講者数	回(人)	1(16)
114	ちばし消費者応援団 個人会員登録数	人	91
117	託児付き講座の実施回数	回	0
118	職場体験学習実施校数及び生徒数	校(人)	7(890)
118	教員向け研修の実施回数及び参加者数	回(人)	0(0)

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
課題3 事業者及び事業所への教育

指標

個別施策	項目名	単位	令和2年度 実績値
119	事業者を対象とした消費者志向的な経営に関する研修の実施回数、受講者数	回(人)	0(0)
120	消費者トラブル防止のための意見交換の実施事業者数	件	13
121	「リサイクリーンちば」配布部数	部	-
122	事業者を対象としたごみの減量やリサイクル促進に関する講演会の実施回数、参加者数	回(人)	-
123	千葉市の新規採用職員を対象とした講座実施回数、受講者数	回(人)	2(234)
124	新入社員等を対象とした消費者トラブル防止のための講座の実施回数、受講者数	回(人)	0(0)
125	市職員を対象とした消費者教育に関する研修の実施回数、受講者数	回(人)	0(0)

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)  
課題4 担い手の育成・支援

指標

個別施策	項目名	単位	令和2年度 実績値
127	ちばし温暖化対策フォーラムによる啓発活動の実施回数、参加者数	回(人)	1(53)
129	ボランティア活動やNPO活動に関する活動場所の提供【諸室(会議室)利用件数】	回	446
129	ボランティア活動やNPO活動に関する活動場所の提供【諸室(談話室)利用件数】	回	383
129	ボランティア活動やNPO活動に関する活動場所の提供【(消費者保護に関する)登録団体数】	団体	9
129	ボランティア活動やNPO活動に関する活動場所の提供【利用者数(オンライン講座受講者数含む)】	人	7,166
130	ちばし消費者応援団 団体会員数	団体	97
132	消費生活センター内の諸室貸出回数	回	33
133	ボランティア活動支援講座の開催日数、受講者数	日(人)	40(408)
135	ちばルール協定店件数	店	49(154)
136	古紙・布類回収量	t	8,983